

大正時代における沖縄県の文化財指定関連の行政文書について

園原 謙

A Note on the Okinawa's Administrative Documents Regarding the Designation of Cultural Properties in Taisho Era

Ken SONOHARA*

はじめに

二〇〇〇年十二月二日、琉球王国時代の歴史を雄弁に語る文化遺産であるグスクや関連する遺産が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録された。この世界遺産は、九つの文化遺産すなわち、首里城跡、中城城跡、座喜味城跡、勝連城跡、今帰仁城跡の五つの史跡、いわゆる「グスク」に加え、園比屋武御嶽、玉陵、斎場御嶽の三つの史跡、墓陵や拝所、さらに名園・識名園によって構成されるものである。これら九つの文化遺産の一つひとつは、現在すべてが文化財保護法や県の文化財保護条例に規定される国指定史跡や特別名勝、県指定史跡として指定されているものである。

戦前の文化財指定の経歴と照合してみると、これら遺産の中に、昭和四年に制定された文化財保護に関する法律・國寶保存法に基づいて指定された国宝がひとつ含まれる。昭和八年一月二三日に指定された園比屋武御嶽である。戦争（沖縄戦）による破壊がなければ、琉球王国の遺産を語る歴史的遺産は、グスクや主要な拝所のみだけでなく、首里城正殿

や城内の関連する門、円覚寺各殿・門、崇元寺関連の門や堂など大正十四年から昭和十三年にかけて古社寺保存法（明治三十年制定）や國寶保存法に基づいて指定された二二件の国宝の建造物も当然含まれていたと思われる残念である。しかし、ここで歴史の悲劇を憂うより、戦後五十七年の間沖縄の文化財の修復、復興に努めてきた国の文化財保護委員会（後の文化庁）をはじめ県内外の文化財を愛した関係者の努力の結晶として、栄えある世界遺産登録の快挙を、文化財保護史の輝かしい一頁として捉えるべきであろう。今日の世界遺産や指定文化財という到達点にいたるまでには、その保存・保護について多くの関係者の労苦があったと推察される。筆者が関心を持つ文化財保護史研究の大きなテーマはそこにある。つまり、地域の人々や行政機関が、当該地域に所在する歴史的文化的遺物（遺産）を生活の中でどのように捉えてきたのかということである。

本稿では、大正十一年当時の沖縄県の行政文書綴である「名所旧蹟二関スル書類」に綴られる十九件の行政文書（受理文、起案・決裁文書）

* 千九〇三—〇八二三 那覇市首里大町一— 沖縄県立博物館

Okinawa Prefectural Museum, 1-1, Onaka-cho, Shuri, Naha,

Okinawa 903-0823, Japan

を翻刻し、紹介する。当館は歴史資料として平成十四年五月三十日にこの書類の寄贈を受けた。

この資料を通し、大正年間当時の沖縄県内（一市一区三郡二島）における名所、旧蹟、天然記念物の存在、また、その管理や現状等について知ることができよう。

これら行政記録は、沖縄県が独自に調査したものではない。国からの調査依頼に基づき、県は市区郡長、島司に依頼し、その回答が県に集約され、国に回答されたものである。個々の文化財のデータは、国に提出され、その後の国宝指定の基礎的データになったものと思われる。それぞれの調査資料から、県内各村にあった文化財の当時の状況や評価などが浮き上がってくる。このデータと今日の状況とを比較して、当該文化財を取り巻く社会状況などの歴史的推移を考える必要がある。

本県における国宝指定は、大正十四年の首里城正殿（沖縄神社拝殿）が嚆矢となり、昭和十三年までに二二件の建造物が指定された。当然ながら、これらが当時の沖縄の文化財のすべてではなかったことを確認したい。意外なのは、この中にグスクが一つも指定されていないことである。世界遺産が九つの文化財によって構成されたのと同様に、いくつかの基準によって、国宝は数ある地域の文化財の中から厳選されたのである。その背景には、たくさん文化財がノミネートされていた。指定に当たったの基準は、文化財の客観的価値であったろうし、また、保存状態であったらうと推測される。なぜなら、文化財を保護する法律の趣旨は、一義的にその文化財の保存を図ることであるからである。緊急修理の必要性の多少によって指定の優先順位が決められることは現在も過去も同様であろう。

明治初年、廃仏毀釈の政策による仏教排斥という価値観の転換で貴重な社寺仏閣の保存が危ぶまれる社会状況が生じた。そんな中で、古社寺

を保存するために明治三十年に古社寺保存法が制定され、大正八年には、史蹟名勝天然記念物法が制定され、さらに指定物件の枠を拡大した国宝保存法が昭和四年に制定され、文化財の保存が図られてきた。大正十年から十一年にかけて県内市区郡長らによって回答されたこれらの文書は、史蹟名勝天然記念物法の下で実施された一連の全国的な悉皆調査と関わりがある。

大正時代の国指定に係わる内務省や沖縄県学務課、さらに各市区郡島の文化財に対する状況や認識について、この関係書類を通して知ることができる。その意味でこの資料は、本県の戦前の文化財保護を考える極めて重要な資料といえる。

「名所旧蹟二関スル書類」について

本年五月に那覇市在の仲座巖氏から資料寄贈のお話を伺った。早速、同氏の事務所を訪ねたところ戦前に国宝指定された建造物のガラス乾板一枚（一二、〇×一六、五cm）をご寄贈いただくことになった。このガラス乾板は、同氏のご尊父で、戦前から戦後にかけて沖縄を代表する建築家として著名であり、また琉球政府の文化財保護委員会委員を務めた故仲座久雄氏の遺品のひとつであることがわかった。そのとき、「名所旧蹟二関スル書類」の存在が判明し、ご寄贈資料に加えていただくことになったのである。

この資料がどのような経路で仲座久雄氏の手元にあったかについては不明である。ひとつの手がかりは、同氏が昭和十二年から終戦にかけて沖縄県職員として在職していたことである。しかし、県職員として他部局の公文書を見ることが難儀に思える。それでも、民間人に比べると、県庁内文書を閲覧することの可能性は高いといえよう。仲座氏が所属していた経済部土木課（技手）と、この文書が保管されていた内務部学務

課との接点は何であつただろうか。經濟部と内務部との共通項は一体何かと考へてみた。また、大正十年と昭和十二年では、十七年の開きがある。この資料が庁舎外に出ることがない公文書である以上、これと係わることができるのは庁舎内の人に限られることになる。

当時の行政文書の保管期間についての知見はなく、その扱いについては知らないが、經濟部土木課仲座氏と内務部学務課の接点をあえて考へてみるなら、文化財の修理技術が両者の接点としてみてきた。昭和八年に指定された国宝・守禮門の昭和十一年の修理の際、仲座氏は首里市の工事主任として関わつた実績がある。この実績が買われて県に入ったものと推察される。以来、仲座氏は文化財の建造物に関心をもち、昭和十六年から十七年にかけて大阪朝日新聞や琉球新報に「琉球の国宝建築」を連載している。同氏が文化財に興味を抱き、国宝指定に係わる資料のひとつとして、同氏の手には、この書類があつたのではないかと推察される。この資料は、あの戦禍をくぐつてきたものである。沖縄の文化財に対する深い洞察によつて、この資料が今日まで保存されたことに心から感謝を申し上げたい。

この資料は、たて二七c m、幅二〇c m、綴じ代幅三・五c m、枚数では一〇二丁。紙質は和紙、右閉じで綴られ、冊子として編冊されたものである。資料の状況は、水損やその一部に欠失があり、部分的に固着があつたため、修理を施した。資料内容は、十九件の文書で構成されている。その中で最も古いものが、大正十年二月二四日付けの山田内務大臣官房地理課長から川越沖繩縣知事へ送付された文書である。行政文書は文書収受に始まり、その回答文書で完結するのは今日と同様である。

この書類（綴）には、知事あてに送付された依頼文書に起因し、大正十一年四月二九日付けの首里市長高嶺朝教から沖繩県内務部長あての文書の回答文を受け、大正十一年十月二八日の沖繩県知事から内務省大臣官

房地理課長への文書十八件で一連の文書が完結している。またもう一件の文書は大正十一年六月二十九日付けの同課長から沖繩県知事への依命通牒で、史蹟名勝天然記念物の保存に関する八項目からなる命令通牒の内容になつており、一連文書とは異なる文書になつている。

この文書（綴）の内容を表一のとおり一覧としてまとめてみた。文書の綴り方の順序のとおり、資料一から資料一九まで便宜上の番号をふつた。その綴りの順序は、時系列ではなく、文書内容は既述のとおりである。

表二は、個々の市区郡島から報告（回答）された当該地域に在する個別の文化財を一覧にしたものである。一市、一区、一町、二七村から合わせて六二件の史蹟、名勝、天然記念物がリストアップされている。ただ、ここに紹介される文化財は、当時の沖縄にある文化財のすべてではなさそうである。資料十一には、それを裏付けることが記されている。その部分を引用してみると、「貴管下ニ於ケル史蹟名勝天然記念物ニシテ指定ノ急ヲ要スヘキモノニ付テハ大正八年八月当者照会ニ対シ御回答ノ次第有之候処・・・」とある。また、資料十二の八重山島司から県内務部長への回答文の中にも、追加の文化財が無い旨を次のように回答している。「・・・御照会相成候史蹟名勝天然記念物ニ関スル□□・右ハ大正七年二月二七日付□□・五二七ノ二号ヲ以テ御回答致次第有之該当ノモノ無之□□・此段及御回答候也」と。以上のように大正八年時点で指定の緊急度の高い文化財がすでに国に報告されていた。大正十一年時点の首里市から報告された文化財のリストに首里城正殿や首里城跡が含まれていないのは、すでに大正八年調査時点で緊急に指定を要する文化財としてすでにリストアップされていたと考へる方が妥当であろう。

個々の文化財の詳細は、資料一から一九までの翻刻したものを参照いただきたい。文字の不明な部分は「■」で表示し、紙面の欠落箇所にお

いては、「□・・・・」で表示した。また、表一、表二に対応するように文書資料を一から一九まで、個別の文化財を①から⑳まで番号をふって整理した。翻刻上の表記にあたっては、部分的に新漢字を使用した。沖縄戦で貴重な文化財の多くが破壊されてしまった今日、戦前の文化財がおかれた状況について知る資料も同様に消失してしまった。本稿が戦前の沖縄の文化財の存在や状況についての知見の一助になれば幸いである。

謝辞

貴重な資料をご寄贈いただいた故仲座久雄氏のご子息仲座巖氏に改めて心から感謝申し上げますとともに同氏から内部資料としてご提供いただいた仲座巖編「仲座久雄記録」(B四版七枚綴)を活用させていただいたことを記して謝辞に代えたい。また、限られた時間内で貴重な資料の

保存修復に当たってくれた修復士当間博氏のご尽力に感謝申し上げます。翻刻にあたっては、小野まさ子氏に助言をいただいた。感謝申し上げます。

注一・六二件の個別文化財は、県が国へ回答する文書の起案文にも記載され重複しているが、ここでは資料十三からの各郡区長等からの送付文(県の受理文)に番号を付している。

参考資料

『世界遺産 琉球王国のグスク及び関連遺産群』

二〇〇一年 沖縄県教育庁文化課編

『平成十三年度文化財行政講座資料』(配布資料)二〇〇二年 文化庁

表一 収録資料内容一覽

資料番号	文書の種類	送信者	受信者	受理日・ 決裁日	受理番号・ 文書番号	題名	内容
資料一	受理文	内務省大臣官 房地理課長	沖繩縣知事	大正十一年 六月二十九日	二二四号	史蹟名勝天然紀念物 ノ保存ニ関スル件依 シテの八項目の注意事項に 關シテの周知文書	
資料二	起案決裁文	沖繩縣知事	内務省大臣官 房地理課長	大正十一年 十月二十八日	四七五一一六号	史蹟名勝追送ノ件	首里市九件分の追送
資料三	起案決裁文	沖繩縣 内務部長	首里市長	大正十一年 四月二日	四七五一五号	史蹟名勝調査ノ件	調査回答の催促
資料四	受理文	首里市長	沖繩縣 内務部長	大正十一年 四月二十日	四七五一四号		調査困難のため遅延
資料五	起案決裁文	沖繩縣知事	内務省大臣官 房地理課長	大正十一年 三月二日	四七五一三三号	史蹟名勝調査回答ノ 件	追って首里市の分を追送する
資料六	受理文	國頭部長	沖繩縣 内務部長	大正十一年 三月二日	四七五一二二号	史蹟名勝調査ニ関ス ル件	二件の文化財の項目記入漏れの 補足分追送について
資料七	起案決裁文	沖繩縣 内務部長	首里市長 國頭部長	大正十一年 三月三日	四七五一一号	史蹟名勝調査ノ件再 照会	首里市長には回答の催促、國頭 部長には記入漏れの記載依頼
資料八	起案決裁文	沖繩縣 内務部長	首里市長 國頭部長	大正十年 九月六日	四七五一一八号	史蹟名勝調査ノ件再 照会	回答の催促
資料九	起案決裁文	沖繩縣 内務部長	首里市長 國頭部長	大正十年 六月二八日	四七五一二号	史蹟名勝調査ノ照会	回答の催促
資料十	起案決裁文	沖繩縣 内務部長	市郡区長 島司	大正十年 三月八日	四七五一一号	照会	全島的な史蹟名勝天然紀念物の 調査依頼
資料十一	受理文	内務省大臣官 房地理課長	沖繩縣知事	大正十年 三月三日	四七五五号	照会	大正八年の調査に加え、一般調 査についても悉皆調査が必要な ので、調査依頼
資料十二	受理文	沖繩縣 内務部長	八重山島司	大正十年 四月九日	四七五一二号	回答	大正七年に提出したもの以外に ない旨
資料十三	受理文	沖繩縣 内務部長	宮古島司	大正十年 五月三日	四七五一一三号	史蹟名勝調査ニ関ス ル件	平良村一件、伊良部村二件
資料十四	受理文	沖繩縣 内務部長	島尻部長	大正十年 五月六日	四七五一一四号	史蹟名勝天然紀念物 調査ニ関スル件	糸満町一件、玉城村一件、具志 頭村六件、大里村一件、喜屋武 村二件、南風原村三件、豊見城 村一件、具志川村二件、伊平屋 村一件、高嶺村一件、真和志村 一件
資料十五	受理文	沖繩縣 内務部長	那覇区長	大正十年 五月九日	四七五一一五号	回答	十件
資料十六	受理文	沖繩縣 内務部長	中頭部長	大正十年 六月二四日	四七五一一六号	史蹟名勝調査ノ件回 答	浦添村二件、宜野湾村一件、読 谷山村二件、越来村一件、美里 村二件、勝連村一件、中城村一 件、西原村一件
資料十七	受理文	沖繩縣 内務部長	首里市長	大正十年 七月二十日	四七五一一七号		調査中につき遅延する旨
資料十八	受理文	沖繩縣 内務部長	國頭部長	大正十年 十月十五日	四七五一一九号	史蹟名勝調査ノ件	恩納村一件、金武村二件、久志 村一件、今帰仁村二件、伊江村一 件
資料十九	受理文	沖繩縣 内務部長	首里市長	大正十一年 五月一日	四七五一一六号		九件

表二 各市区郡島調査の文化財一覧（大正十年～十一年）

番号	市郡島名	町村名	種類	名称	所在地	地目地積	所有者住所氏名	保存状況等
①	宮古島	平良村	史蹟	大川	字西里 (水産組合事務所西側)	山林内に約四坪	平良村	雑木鬱蒼
②		伊良部村	史蹟	比屋地御嶽	池間添	四反四畝一二歩	伊良部村	阿且樹生茂り破壊憂なし
③			名勝	通池	字佐和田下地	池二つ 周囲七八〇尺	伊良部村	
④	嶋尻郡	糸満町	史蹟	白銀堂	二、二五七番地 (俗称イビヌメ)	拝所 五二歩	糸満町	(普通)
⑤		玉城村	史蹟	浮溝走溝	字百名浦原ト濱川ト□	拝所 四反五畝一八歩	字百名	(普通)
⑥		具志頭村	天然記念物	安里平松	字安里桃園	雑木林一五〇坪	字安里区長	故障なし
⑦			天然記念物	ハナンド橋	字具志頭前原	道路 二四坪	なし	故障なし
⑧			天然記念物	白水川	字具志頭白水川	溝 五〇坪	なし	故障なし
⑨			名勝旧蹟	上城	字與座前原	拝所 九九四坪	具志頭村	竹木林内、石垣破壊の跡は確認される。
⑩			名勝旧蹟	多棚城	字破名城眼崎原	原野 二、〇〇〇坪	字破名城六七七嘉数太郎 他二名の地主	畑に開墾され、石垣破壊の跡は確認される。
⑪			名勝旧蹟	具志頭城	字具志頭須武座	原野一、二〇〇坪	字具志頭二五六森田加那 他一二名の地主	茅繁茂、畑に開墾され、石垣破壊の跡は確認される。
⑫		大里村	史蹟	大里城址	字大里小字西原	拝所 五段一畝一七歩 原野 二町七段三畝二六歩	字大里五六二嘉数西光 他四名の地主	石垣崩壊し、古城跡あり
⑬		喜屋武村	史蹟	具志川城	字喜屋武小字具志川原	山林 一反歩	喜屋武村	石垣崩壊し、古城跡あり
⑭		南風原村	史蹟	穂作根嶽	字与那覇	拝所 一二六坪	兼城字共有	雑木繁茂段々蝕食されつつあり
⑮			史蹟	内嶺城	字兼城八六	拝所 一〇〇坪	兼城字共有	二間四方の瓦葺きの宮
⑯			史蹟	善繩御嶽	字宮平八二七	山林 八百坪	南風原村字林	老木繁茂し、その中に石堂あり
⑰		豊見城村	史蹟(城址)	豊見城城址	字豊見城東原	畑、山林、拝所、池沼、 三町四反五畝	首里区当蔵三二豊見城朝照	周囲の石垣の崩壊箇所が多いが、内門の跡は確認できる。
⑱			史蹟(拝所)	瀬長島	字志茂田	畑、池沼、拝所、原野、保 安林、宅地面積一五町三反 三畝二二歩	首里区当蔵三二豊見城朝照 豊見城字志茂田一、四八八 新垣九〇、上原ナ□	七戸の家、畑がある。
⑲		具志川村	史蹟(城址)	伊敷索城址	字嘉手苅新田原	拝所 一、五〇〇坪	村有 管理者 字嘉手苅一 八三 宮里明孝	石垣は確認されるが、クバ他の雑木林に覆われ暗い。
⑳			史蹟(城址)	具志川城	字具志川	山林 一、二〇〇坪	具志川村有 管理者 久手 堅カマダ	雑草に埋まっているが、正門両側石垣今も確認できる。

番号	市郡島名	町村名	種類	名称	所在地	地目地積	所有者住所氏名	保存状況等
21	嶋尻郡	伊平屋村	史蹟(拝所)	みほそ所	字諸見首立	山林 三畝十五歩	東京都麴町区富士見町二の八 侯爵 尚昌 管理者 字諸見一〇一の一名嘉文吉	古木繁茂し、異常なし 周囲破壊されているが、石垣確認され、城内の一隅に南山神社あり
22		高嶺村	史蹟	南山城址	字大里名島原	拝所 三、四五〇坪	高嶺村有	周囲荒廃し、本堂の回廊、壁など腐朽甚だし
23	那覇区	真和志村	史蹟(拝所)	八幡宮	字安里小字後原五一〇	拝所 一反三畝一三歩	八幡神社	周囲荒廃し、本堂の回廊、壁など腐朽甚だし
24			旧蹟	孔子廟	久米町	宅地	那覇区	廟内に孔子、孟子、願子、思子、曾子の像を奉安される
25			旧蹟	崇元寺	崇元寺町	宅地	尚昌 首里区当蔵町	廟内に尚家先代の位牌が安置される。
26			名勝	御物城	通堂町	宅地	那覇区	個人貸与、遊宴亭が建設される。
27			名勝史蹟	波上	若狭町	社地	官弊小社波上宮	沖繩県の直轄に属し、県が管理。
28			名勝及旧蹟	住吉	住吉	拝所及山林	那覇区	小堂をつくり、住吉大明神が奉安。
29			名勝	奥武山公園	通堂町	山林、畑、宅地、沼、池、原野、雑種地	那覇区有、個人有	公園地として庶民の遊樂所なり。
30			旧蹟	護国寺	若狭町	寺地	護国寺若狭町一丁目四番地	真言宗の寺で、不動尊を安置する。
31			旧蹟	臨海寺	住吉町	寺地	臨海寺	真言宗の寺で、薬師如来を安置する。
32			名勝	三重城	西新町	灯明台敷地	官有	三重城内に灯明台が設置される。
33			名勝	明治橋	通堂町及垣花町	橋	沖繩県有	那覇区及び島尻郡の通路
34	中頭郡	浦添村	史蹟名勝	浦添城址	字仲間	原野、拝所 約三、〇〇〇坪	大部分個人有、部落有	石廊あり。雑木繁茂し、平坦な場所は茅その他雑草生い茂る。
35			史蹟名勝	寺ノ洞	字牧港	保安林 約一二、三坪	部落有 浦添村長 管理者	牧港北方の岸壁上にあり、周囲雑木繁茂し、一見洞穴
36		宜野湾村	宮	普天間宮	字普天間	社地並に山林	管理者 字普天間六五四番地 与儀達忠	雑木林、松竹林など混林内に平屋の瓦葺きの縦横二間の宮あり
37		読谷山村	史蹟	座喜味城跡	字座喜味城原四一〇八	保安林 五反五畝十四歩	字座喜味三五三二 與久田蒲	石垣の破壊の程度は約二割。区域内には、七八十年以上の松の老木生い立つ。
38			名勝	暫波岬	字字座岬原二二〇五	保安林 四町六反七畝十九歩	字渡慶次他一ヶ字有	全面芝生に覆われる。
39		越來村	史蹟	越來城址 (越來グスク)	字越來小字前原七〇五	保安林 七反一畝二六歩	字越來	城壁は大部分が崩壊している
40		美里村	史蹟	伊波城址	字伊波小字後原一二二三 二の二、二	保安林 約一段歩	字伊波七三 伊波政宜	石廊あり。城郭内は現在耕地、原野及び林野となつている。
41			史蹟	貝塚	字伊波小字角石一〇四 八	原野	字石川七六七 石川正五郎	数回発掘される。
42		勝連村	史蹟	勝連城跡	字南風原三七五九	保安林 二反八畝一八歩	字南風原	城壁は破壊されている。

番号	市郡島名	町村名	種類	名称	所在地	地目地積	所有者住所氏名	保存状況等
43	中頭郡	中城村	史蹟	中城城趾	字泊古島	役場敷地 四反五畝五歩	中城村 管理者 中城村長	破損箇所修復に経費一五〇〇円見積られる。
44	国頭郡	西原村	拝所	内間御殿	字嘉手刈	山林	東京都麹町区富士見町尚家 管理者 字嘉手刈五八屋屋松、 字嘉手刈七四嘉手刈仁和	周囲石垣を回らし、奥行き二間半、幅二間半、 高さ八尺の家屋一軒井戸一つ
45	国頭郡	恩納村	史蹟	萬座毛	字恩納の西岩	原野 二町九反〇畝二八歩	字恩納 管理者 恩納村長	西岩大裾礁の上で芝密生し、遊覧に絶佳。 建物はやや腐朽、境内に洞窟あり。
46		金武村	史蹟	観音寺	字金武後村渠二二三	一一〇八歩		保安林内に九尺四方の□□・に高さ五尺の 石像あり。
47		久志村	史蹟	観音寺	字久志	不明	なし	約十坪の平坦地の約二坪の瓦葺きの陶像が安 置される。
48		国頭村	史蹟	土帝君 (トーチーク)	字奥間	免租地	共有 拝所 (四ヶ字共有)	塩屋校に突出し、北方に面する岬 二、三尺四方の瓦葺きに竹垣で周囲が囲まれ、 製塩業の教父と参拝する。
49		大宜味村	史蹟	左馬ノ岬	字渡野喜屋左場原	大部分は砂丘、一部原野	官有	城内は竹木繁茂し、本丸の中央に小祠あり、 石碑並びに石灯籠数基あり。
50		史蹟	森川子旧趾	字津波	雑租地 約四坪		字津波	海軍省の貯水庫の設備あり、近來港内浄田に 台南精糖会社が棧橋を架設し、会社まで一里 の距離が鉄路によって貨物運搬される
51		史蹟	今帰仁城址	字今泊アタイ原	山林 三町七反四畝九歩		字今泊一二二城間半□他五 名 管理者 今泊	瓦屋根で奥行き三間、□□・の寺祠あり。 松林・雑木林の丘陵に古鏡を安置した権現堂 あり。
52		史蹟名勝	運天港	字運天	東西一六町四〇間、 南北一〇町		なし	寺はいまなお古色蒼然とし、巨刹としての面 影を残す。
53		史蹟	照太寺	字伊江	寺地 一段一畝九歩	寺地 一、〇八〇余坪	照太寺	建坪一二坪の堂祠の周囲やや荒廢
54	首里市	旧蹟	圓覺寺	首里市当蔵町			首里市中大町 尚昌	
55		旧蹟	辨財天堂	首里市真和志町			首里市	
56		拝所	園比屋武御嶽	首里市真和志町			首里市	
57		池沼	龍潭	首里市真和志町			首里市	荒廢汚濁
58		保安林	虎瀬丘	首里市赤平			首里市	荒廢樹林稀疎
59		堂祠	観音堂	首里市山川町			慈眼院	大正一〇年再建
60		保安林	萬歳嶺	首里市山川町			首里市	荒廢
61		神社	杜壇	首里市字末吉			首里市	社殿荒廢
62		保安林	辨嶽	首里市鳥堀町			首里市	荒廢

資料一 受理文

受理番号 大正十一年六月二十九日
學第二一四三
内務省發理第二五號
大正十一年六月二十二日

堀内内務大臣官房地理課長 印

和田沖繩縣知事 殿
史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関スル件依命通牒

史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関シテ左記ノ事項ニ御注意相成度候

記

一 史蹟名勝天然紀念物保存法第一〇・二依リ假指定ヲ為サムトスル場合□・種別、名称、所在地、地籍、物□・籍図ヲ具シ当省へ打合ハス□

二 史蹟名勝天然紀念物保存法第一〇・二依ル承認ヲ為サムトスル場合ニ於テ事□・ト認メラルルモノニ就テハ當省へ打合ハス

三 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第一條ノ規定ニ依ル通知ハ書面ヲ以テ之ヲ為シ其ノ日時、立入ルヘキ土地ノ区域及行為ノ種類ヲ明記スルコト

四 史蹟名勝天然紀念物ヲ指定セラレタルトキハ左記各号ニ依ル處理ヲ為シ保存上遺臭ナキヲ期スルコト
指定物件ノ所有者、管理者若ハ占有者其ノ他ノ利害者並所轄警察官署ニ対シ直チニ指定ノ事實及保存法違反者制裁ノ要領ヲ通知スルコト

ろ 標識、注意札ヲ建設スルコト
地域ヲ表示スル必要アル場合ハ境界標ヲ建設スルコト

は 保存上必要アル場合ハ圍柵若ハ覆屋ヲ建設スルコト
標識ノ大サハ八寸乃至一尺角トシ其□・上ノ高サハ五尺乃至八尺トスルコト

へ 標識ノ記載ハ左ノ例ニ依ルコト
表面

名勝

史蹟 — 天然紀念物 —

側面

史蹟名勝天然紀念物保存法□・
同・年・月建設
注意札ノ文辭ハ成ルヘク平易ニ且啓発的ナラシムルコト

標識、注意札其ノ他ノ設備ノ為國費ノ支出ヲ要スル場合ハ詳細ナル設計圖、設計圖、位置圖、工費見積書ヲ具テ算ノ配布ヲ當省ニ申請スルコト

五 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ規定ニ依ル地域ノ指定ヲ

必要ト認メタルトキ當省ニ具申スルコト
史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第四條ノ規定ニ依ル申告ヲ受ケタルトキハ直チニ當省へ報告スルコト

七 台帳記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ當省へ報告スルコト
明治七年太政官達第五十九号及明治十三年官内省達乙第三号ニ依リ官内省□□出ラレタルトキハ同時ニ當省へ報告スルコト

資料二 起案・決裁文

起案 大正十一年十月二日 学務課
決裁日 大正十一年十月二五日
發送 大正十一年十月二八日
文書番号 学第四七五ノ一六号

宛名 内務大臣官房地理課長
件名 史蹟名勝追送ノ件
内容 三月三十一日付回報史蹟名勝□□・紙首里市ノ分追送候也

首里市

一、種類 旧蹟
二、名称 圓覺寺
三、所在地 首里市当蔵町
四、地目地積 寺地一千八十餘坪

五、所有者ノ住所氏名 首里市中町尚侯爵家
六、形状寸尺 建物ハ全部支那風ニシテ塗ルニ丹堊ヲ以テ舖クニ整瓦ヲ以テシ結構麗
門ハ西ニ向ヒ三間ノ樓門ア
ニ王像ヲ安置ス
寺ハ今猶ホ古色蒼
巨利タル面影ヲ
口ニ昔時ノ壯觀
寺ハ禪宗ノ惣本山
代ノ香華場タリ
十六年明応元年壬子
創建シタルモノニシテ同
慶門ノ北ニ相シテエヲ
告グ芥穩禪師ヲ以テ開山
シ寺領一百石ヲ給ス大殿大室寢室
堂、山門、両廊、鐘樓、鼓閣及僧房、厨
庫、浴室等悉ク備ル大門ノ樓城モト
木像仏ヲ安置セシモ後破損シタルヲ
以テ元祿九年際外和尚福建ヨリ

七、現状

八、由来徵証伝説

觀世音菩薩並十六羅漢ノ木像ヲ
將來シテ安置ス今日存在スルモノ是レナリ
仏殿七間壇上、釈迦、文殊、普賢ノ木像三体ヲ
安置シ背面ノ壁間、芥穂和尚ノ畫像ヲ掛ク像ハ
尚貞王十九年貞享四年住持石峰和尚ノ
題請ニ由ル仏殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名
ヅク尚円王以下歷代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保
六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王神主並
尚豊尚賢二王ノ繪像此ノ時焼失仏殿□堂山門幸
ニ免ル事ヲ得タリ住持□□□□ヲ以テ八重山島
ニ流罪□□□□ニ方木アリ右ニ客室ア□□□□
空蔵菩薩ノ木像ヲ□□□□東照堂ヲ建テ元龜□□□□
・照堂内獅子□□□□尚貞命ジテ修補□□□□
王之御守正徳十六年□□□□于祖廟云爾□□□□
銘出テ□□□□柿葺ナリシヲ承応元□□□□北
ニ慎經堂アリ是レ先□□□□主ヲ遷シテ祭祀ヲ
修スル処トス□□□□市役所ノ地ハ其跡ナリ壇
上モト葉師、勢至、弥勒、三像ヲ安置ス像後破
損シ元禄六年住持際外福建ヨリ新像ヲ將來シテ
是レ二代フ所掛ノ梵鐘凡テ三個中二個ハ大明弘
治八年乙卯ノ鑄ニ係リ一ハ康熙三十四年乙亥ノ
鑄造ニ成ル銘云

康熙三十四年乙亥夏住山蘭田、為使僧赴鹿兒島
府之次載便船、遣、山城、重鑄之也。三年而到
來也。時当丁忍之秀夏、修旧楼而掛着之。住僧
蘭田為之銘。云々
凡ソ本県諸寺所掛ノ洪鐘凡テ大工藤原某ト曰ヒ
小工ハ疏匠ナリ此鐘銘ニ由リテ見レバ山城辺ニ
テ大工ノ監督ノ下ニ鑄□□□□セシモノナル事知ルヘ
シ仏殿ヨリ□□□□至ル間方池ヲ造リ石橋□□□□
刻精緻古雅愛スヘシ□□□□橋安里橋等ノ橋□□□□
・方丈ノ左、香積厨□□□□神像ヲ安ス後堂□□□□
・移リシガ後破壊□□□□福建ヨリ新像□□□□
莞勒ハ尚真王ノ□□□□ヲ祀ル一山ノ鎮守タル
□□□□
住職ヲシテ一般ノ管理□□□□修繕ヲ行ヒ旧態
ヲ維持スルニ努□□□□
寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四
時絶エルコトナク又他府県ヨリ來遊スルモノ必
ズ足ヲ茲ニ向ケサルモノナシ

九、管理保存ノ方法
十、其他必要ナル事項

一、種類

旧蹟

二、名称
三、所在地
四、地目地積
五、所有者住所氏名
六、形状寸尺

七、現状
八、由来徵証伝説

九、管理保存方法
十、其他必要ナル事項

一、種類
二、名称
三、所在地
四、地目地積
五、所有者住所氏名
六、形状寸尺
七、現状
八、由来徵証伝説

辨財天堂
首里市当蔵町
池沼四十坪
首里市中町 尚昌
建坪十二坪
円覚寺山門外円鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本
県ニ於テ稀ニ見ル堂祠タリ
堂ハ今猶ホ古色蒼然人目ヲ
惹クモノアレド周圍ハ稍々荒廢セリ
堂モト經堂ニシテ尚徳王三年□□□□
ヲ朝鮮ニ遣シ国好ヲ修□□□□
朝鮮世祖李球亦方冊蔵□□□□
托シ是レニ報ズ文龜二年□□□□
前ニ堀リ堂ヲ池中ニ□□□□
卷ヲ蔵ス慶長□□□□
ラレ經散ゼシヲ以テ□□□□
寺住持恩叔長老ニ命□□□□
円覚寺方丈内ノ辨財天□□□□
安置セシム其後□□□□
ヨリ新像ヲ將來ス今□□□□
円覚寺住職ヲシテ一般□□□□ヲ為□□
時々修繕ヲ行ヒ旧態ヲ維持スルニ努ム
堂ハ円覚寺ト共ニ其名海外ニ著シク善
男善女ノ參詣者四時常ニ絶ユルコトナシ

押所
園比屋武嶽
首里市真和志町
押所一町一反五畝二十一歩
首里市
首里城ノ正門外路傍ニ堂ノテ小丘ヲ為シ其
背面ハ龍潭ニ臨ム丘上樹木繁衍丘前石垣ヲ
廻ラシ中央ニ一石門アリ板扉ヲ立テ前ニ石
香炉ヲ安シ四民香火ノ靈場押所トス
嶽ノ大部分ハ今拓カレテ本市女子尋常高等□
学校建ツ周圍稍々荒廢□□□□
レ昔日ノ莊嚴美觀ヲ□□□□
伝説ニ古ヘ国王出遊ノ時□□□□
現レテ是ヲ警メタリ□□□□
号シ首里王城附属□□□□
嶽内一古碑アリ□□□□

九、管理保存方法

十、其他必要ナル事項

記録ニ依レハ尚巴志□□□□
未八月既望安国山□□□□
トゾ宣徳二年我が志□□□□
尚巴志王三山統一ニ先ダツニ□□□□
立ノ前年明史ニ「中山益□□□□
常再貢三貢」ト日ヘルヨル後□□□□
勢漸ク盛ニシテ土木頻リニ興リヲ見ルヘシ今門
捐揚グル所ノ扁額題シテ曰ク
首里ノ王ノ おきやもいかなし、御代にたて由
候 正徳十四年己卯十一月二十八日
本市直接ニ管理シ時々巡視ヲナシ濫伐ヲ防ギ居
レハ他日植樹ヲナシ風致ノ増進ヲ講スル計画ナ
リ
善男善女ノ参詣スル者四時絶ユルコトナシ

- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状、寸尺
- 七、現状
- 八、由来徴証伝説

九、管理保存ノ方法

池沼
龍潭
首里市真和志町
池沼 周囲一町余
首里市
瓢箪形ノ池ニシテ周囲□□□□ 風光絶佳ナリ
現今荒廢汚濁昔日ノ美□□□□ 即チ我慶長九年
池ハ開鑿ノ年代伝ハラ□□□□
一旦□□□□年ヲ経テ□□□□年再ヒ浚渫シ□□□□
按フニ尚真王代□□□□ 円覚寺前ニ蓮池ヲ開
鑿□□□□ 巴潭亦此時ニ出来シモ□□□□ 第一
回ノ浚渫ヨリ延寶□□□□ 七十餘年間ヲ以テ
一期□□□□ 王代ヨリ第一回浚渫期ニ至ル迄約
九十□□□□ニシテ土砂沈殿ノ期間略相当ルヲ見ル
時々浚渫シ雜草ヲ除去シ保存ノ道ヲ講ジ居レリ
安国山下ニ在ル池沼ニシテ鮒鯉ノ類多ク棲ムヲ
以テ魚小堀トモ称ス古ヘ重陽ノ節 爬龍舟ヲ浮
ヘテ冊封使ヲ饗スルヲ例トセリ

- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状

保安林
虎瀬丘
首里市赤平町
保安林一町三反九畝二十五歩
首里市
平坦連互ノ松林屏風ヲ立テルガ如シ
稍々荒廢シ樹林稀疎ナリ

八、由来徴証伝説

九、管理保存方法

十、其他必要ナル事項

- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状
- 八、由来徴証伝説

八、由来徴証伝説

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状
- 八、由来徴証伝説

九、管理保存ノ方法

修辭ニ石虎山又虎峯ト称ス□□□□モト石虎山
天慶院在□□□□
時々巡視シテ濫伐ヲ防ギ下□□□□存ノ道ヲ講
ジツツアリ
古来眺望ヲ以テ鳴リ□□□□
堂祠
観音堂
首里市山川町
堂域百八十四坪
慈眼院 首里市
萬歳嶺ノ中腹景勝ノ地□□□□堂祠ナリ
旧堂八十餘年前破壊シタリ大正十□□□七月
再建新築セリ結構壯麗輪奐美ナリ
旧記ヲ按スルニ堂ハ慈眼院ト共ニ元和三年ノ
創建ニシテ古来海外渡航者ノ崇信殊厚シ左ノ人
口ニ膾炙セル「旅ノ出立、観音堂千手観王伏シ
拜テ」云々ノ歌亦是ナリ
慈眼院住職其ノ管理ニ任シ相当ノ維持金ヲ計上
シ保存ノ道ヲ講ジ居レリ
堂ハ県下唯一ノ堂祠ニシテ且ツ景勝ノ地ニ在ル
ヲ以テ善男善女ノ参拝者並觀光客四時絶ユルコ
トナシ
保安林
萬歳嶺
首里市山川町
保安林三反七畝二十一歩
首里市
稍富士形ヲナセル森林ナリ
現今荒廢シ樹木稀疎昔日ノ□□□□
萬歳嶺ノ名尚真王代ノ撰ニ□□□□建立萬歳嶺
碑□□□□物、塞六幽矣、夫□□□□以萬歳為
名、蓋取□□□□都会焉云々嶺下ノ地□□□□
モ古ヘ多ク水田ナリシトゾ安謝□□□□深ク
陵下ニ逼リシ事地形ニ相□□□□嶺碑方、玉闕
金利、峰□□□□梵宇也、瓦屋茅舍曠□□□而ノ接
似タリ□□□□民居漁市也 民居漁市ノ匂味ヲツキニ
本市直接ニ管理シ時々巡視ヲナサシメ濫伐ノ弊
ナキヲ期セリ将来植樹ヲナシ水源ノ滋養、風致

一、恩納村萬座毛

1 地目 (原野) 地積(面積二町九反〇畝二十八步)

2 形状 字恩納ノ西岸大裾礁ノ上ニアリ名護灣頭ニ突出シ全野芝生ヲ以テ蔽ハル地形稍々平坦ニシテ東北ヨリ西南ニ延ヒルニ從ヒ漸次傾斜シ東南ハ恩納嶽ニ面シ西北ハ海ニ接ス

3 現状 広漠タル芝生ニシテ芝密生シ遊覽ニ絶佳ノ地ナリ

4 所有者 字恩納有ニシテ村長之レヲ管理ス

一、伊江村照太寺 (寺地)、地積(一段一畝九步)

2 形状寸尺 瓦屋根ニシテ奥行、三間、間口三間半ノ寺祠アリテ祠後一帯丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス岩角ニ権現堂アリテ古鏡ヲ安置セリ、照太寺ハ即チ権現堂管護ノタメニ建立〇シタルモノナリ本尊ハ觀音菩薩〇・・・妙心寺派ニ屬セリ

3 現状 現今首里安國寺派遣〇・・・在リ

4 所有者 照太寺

資料七 起案・決裁文

起案 大正十一年三月三日 学務課
決裁 大正十一年三月三日

發送 大正十一年三月四日
文書番号 学第四七五ノ一〇号

送信者 内務部長
宛先 首里市長宛

件名 案一 史蹟名勝調査ノ件再照会〇・・・
内容 客年学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会〇・・・標記ノ件至急御回報相成度〇也

文書番号 学第四七五ノ一一号
送信者 内務部長

宛先 国頭郡長宛

件名 案二 史蹟名勝調査ノ件
内容 客年学第二二三ノ一五ヲ以テ御回報ノ事項中左記事項記入漏レニツキ至急御回報相成度候也

恩納村萬座毛

一、地目地積
一、形状寸尺

一、所有者住所氏名
伊江村照太寺

一、地目地積
一、所有者住所氏名

一、形状寸尺
現状

資料八 起案・決裁文

起案 大正十年九月十五日 学務課
決裁 大正十年九月十六日

發送 大正十年九月十六日
文書番号 学第四七五ノ八号

送信者 内務部長
宛先 国頭郡長、首里市長宛

件名 史蹟名勝調査ノ件再照会
内容 本年三月九日学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会〇史蹟、名勝、天然紀念物調査ノ件、至急御回報相成度候

資料九 起案・決裁文

起案 大正十年六月二九日 学務課
決裁 大正十年六月二八日

發送 大正十年六月二九日
文書番号 学第四七五ノ二号

送信者 内務部長
宛先 首里市長、国頭郡長宛

件名 史蹟名勝調査ノ件照会〇・・・
内容 三月九日学第四七五ノ一号ヲ以〇・・・会候標記ノ件今迄回答無〇・・・処理上差支有之此条至急調越相成度此段及督促候也

資料十 起案・決裁文

起案 大正十年三月四日 学務課
決裁 大正十年三月八日

發送 大正十年三月九日
文書番号 学第四七五ノ一号

送信者 内務部長
宛先 郡区長島司宛

件名 照会

御郡内ニ於ケル史蹟名勝、天然紀念物ニシテ指定ノ急ヲ要スヘキモノニ關シテハ■ヲ御回答ノ次第有之及処一般ノ調査モ亦必要ニ付史蹟(古墳ヲ除ク)名勝ノ全部ニ亘リ調査方内務省ヨリ照会有之候條別記事項取調御回報相成度候

資料十一 受理文

受理月日 大正十年三月三日

受理番号 学第四七五号

発第三一号

大正十年二月二十四日

川越沖繩県知事殿

照会

山田内務大臣官房地理課長 印

貴管下ニ於ケル史蹟名勝天然紀念物ニシテ指定ノ急ヲ要スヘキモノニ付テハ大正八年八月当省照会ニ対シ御回答ノ次第有之候処一般ノ調査モ亦必要ニ付史蹟(古墳ヲ除ク)名勝ノ全部ニ亘リ別記事項御取調御回報相成度候

(用紙美濃紙)

史蹟(古墳ヲ除ク)名勝調査事項

- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地 公称地名ニアラサル小字名ヲモ併セ記スコト
- 四、地目、地積
- 五、所有者ノ住所氏名
- 六、形状、寸尺等
- 七、現狀
- 八、位置、区域内及周囲ノ狀況並破壊ノ程度等
- 九、由来、徵証、傳説
- 十、管理保存ノ方法
- 十一、将来ノ管理保存ニ関スル意見アラバ□□□□
- 十二、其他必要ナル事項

資料十二 受理文

受理日 大正十年四月九日

受理番号 学四七五ノ二

第九八五ノ一号

大正十年三月十九日

内務部長 和田 潤 殿

八重山島司 瀬戸秀光 印

本年三月九日学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会相成候史蹟名勝天然紀念物ニ関スル右ハ大正七年二月二七日付□□五二七ノ二号ヲ以テ御回答致□□□□次第モ有之該当ノモノ無之□□□□此段及御回答候也

資料十三 受理文

受理日 大正十年五月十三日

受理番号 学四七五ノ三

大正十年五月十日

内務部長 和田 潤 殿

史蹟名勝調査ニ関スル件

本年三月九日付学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会相成候標題之件別紙之通り及回答候也

史蹟名勝調査事項(平良村)

- ① 一、種類 史蹟
- 二、名称 犬川(インガー)
- 三、所在地 平良村字西里(水産組合事務所西側)
- 四、地目地積 山林内ニアリテ約四坪
- 五、所有者住所氏名 平良村有
- 六、形状寸尺 木円形ニシテ四メリ
- 七、現狀 円形ニシテ中央凹シ周囲ハ雜木鬱蒼タリ
- 八、由来徵証伝説 今ヨリ四百年前二目黒盛豊見親ト云フ徳望高キ偉人アリキ平素ヨリ一疋ノ犬ヲ愛育セシガ其犬何処ニ逃走セシヤ三ヶ年ヲ経ルモ見エズ其時與那霸原(平良村字東仲宗根東加根辺)トテ勢力強キ団体アリテ目黒盛ト戦ヲ交ヘシガ目黒盛ハ唯一人ニテ敵ハ多数ナレバ衆寡敵セズ遂ニ漲水港ノ波止場迄攻メ立テラレ危機一髪ノ秋トナレリ然ルニ三年前行衛不明トナリシ愛友突如トシテ現レ出デ獅子吼シテ敵ヲ嚙シ殺シ犬ニ勝利ヲ得テ旧主ノ命ヲ助ケタリト云フコレニ依リ犬ノ現シ出デタル処ヲ今犬川ト称ス
- 九、管理保存ノ方法 ナシ

伊良部村ノ一

- ② 一、種類 史蹟
- 二、名称 比屋地御嶽(ピヤーツオタケ)
- 三、所在地 伊良部村字池間添
- 四、地目地積 四反四畝十二歩、福樹森林
- 五、所有者住所氏名 伊良部村
- 六、形状寸尺 円形
- 七、現狀 伊良部島ノ東端 区域内ハ大ナル福樹林、周囲ハ阿且樹生茂リ破壊ノ憂ナシ

八、由来徴証伝説

往昔「アカラトモガネ」ト申ス神 太和ヨリ久米島ヲ経テ此所ニ来リ島民ヲ教直シ豊作ノ方法礼儀作法等ヲ知ラシメタリ島民崇敬ノ念深ク今ニ至ルモ毎年例祭ヲ怠ルコトナシ現在ニ於テハ他ニ管理保存方法ノ施設ナキモ將来郷社ニ改ムル方針ナリ

伊良部村ノ二

③ 種類 名勝

一、名称

二、所在地

三、所在地積

四、所有者住所氏名

五、形状寸尺

六、形状寸尺

七、現状

八、由来徴証伝説

九、管理保存ノ方法

他ノ三ヶ村ニハナシ

資料十四 受理文

受理日 大正十年五月十六日

受理番号 学四七五ノ四

五六〇ノ五号

大正十年五月十二日

内務部長 殿

史蹟名勝天然記念物調査ニ関スル件

学第四七五ノ一号ニテ御照会ノ標記ノ件別紙ノ通り及回答候也

史蹟名勝調査事項

嶋尻郡長 印

④ 種類 一、名称 二、所在地 三、所在地積 四、地目地積 五、所有者住所氏名

六、形状 七、現状

八、由来徴証伝説

九、管理保存ノ方法

十、其他必要ナル事項

⑤ 種類 一、名称 二、所在地 三、所在地積 四、地目地積 五、所有者住所氏名

六、形状 七、現状

七、現状

史蹟 白銀堂 糸満町二、二五七番地(俗称イビヌメー) 拜所 五二歩 糸満町 管理者 糸満町長 上原次郎 略四角形、東西十三間、南北十二間 糸満町北端那覇街道入口ニ位シ周囲碇立セル岩石ヲ以テ囲マレ構内ノ後部ハ樹木繁茂シ稍々前面アタル所ニ東向ノ堂宇アリ

本國兼城郡糸満村此有一岩名□□。往昔幸地村人有美殿□□。倭人之銀數次違限不償□□。而美殿不在家倭人怒而偏□□。千岩下便要拔刀殺之美殿哀求日我□□長隱而騙汝目下無力可償迄今失信深慚而隱耳懇求寬恩免死来年決不敢再違也因引古人之言日心怒則勿動手手動則當戒心請其忍之倭人問之甚為有理乃寬限而去其後倭人返棹之時臨夜入港半夜到家暗開門戶而入只見其妻與奸夫同寢之情狀即怒拔刀在忍手思美殿之戒忍怒劍手拳大照視方知母之伴寢也從來其母每子遠行恐奸人逼瀆其妻暗地扮作男粧相伴而寢倭人因聞美殿之戒相善母妻之命感激不已嗣後特到琉球携酒謝恩此時美殿預備銀子償遂相瓦感恩而倭人不肯受其銀美殿固請倭人頻行推辭竟其銀無所歸乃埋之於岩下各表其志後人日名白銀岩遂為威部而尊焉 管理保存ノ方法トシテ毎年數名委員ヲ選ビ其任ニ当ラシム將來堂宇ヲ改築シ一層莊嚴ナラシムル計画ナリ

史蹟 浮溝走溝(ウケンズハインズ) 玉城村字百名浦原ト濱川トノ間ニ□ 拜所、四反五畝十八歩 玉城村字百名 全村字百名一、七二七番地 屋比久龜 西北ナル山中ヨリ清水湧出東南ナル水田ニ流レ込ム溝ノ形ヲナセリ 本村ノ東南海岸ヨリ凡ソ一町位ノ北方ニアリテ

八、由来徴証伝説

九、管理保存ノ方法
十、其ノ他必要ナル事項

西北ハ山ヲナシ東南ハ水田ヲ隔テ海ニ面ス
伝説ニ依レバ米ガ初メテ本県ニ伝エラレシ所ト
聞ク字百名山下原ニ米地原(メージバラ)ト云
所アリ往古此ノ所ニ一羽ノ鶴ガ暴風雨ノ為メニ
吹キ落サレテ死シ其ノ跡ニ一本ノ稻發生シ居ル
ヲ「アマス」ト云ウ人ガ発見シ之ヲ浮溝走溝ニ
移植シタリトノコトナリ 拜所ノ南方ニ俗ニ根
田ト称スル田アリ旧藩時代ハ一般ノ田ヨリ此ノ
田ハ先ニ植エルヲ例トシテ地頭之ヲ監督シテ植
エシム初メテ此ノ田ニ稻苗四株ヲ植ヘ付此ノ日
ヲ「ソイー」ト云フ 次ニ三株ヲ植ヘ付此ノ日
ヲ「ミシチマ」ト云フニ回共村民業ヲ業ヲ休ミ
御神酒其ノ他ノ物ヲ供ヘテ祭拜スルヲ例トセリ
又御穂上トテ此ノ田ニ出来タル稻ノ穂ヲ国王ニ
奉ル式モアリタリ今尚県民ノ参拝スルモノ尠カ
ラズ

別ニナシ

ナシ

- ⑥ 種類
- 一、名称
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状
- 七、現状
- 八、由来徴証伝説
- 九、管理保存ノ方法
- 十、其ノ他必要ナル事項

天然記念物
安里平松
具志頭村字安里桃原
雑種地 百五十坪
具志頭村字安里有
管理ハ字安里区長
大ナル古キ平松ニシテ樹廻リ十六尺高二十五尺
字ノ東南二位シ区域内松ノ下ハ物干場トナリ周
圍ハ人家ト畑 トヲ以テ田シ松葉青々トシテ枝
葉四方ニ漫リ円形ヲナス
ナケレドモ斯カル古樹ニシテ円形ナル奇木ヨリ
觀察スレバ古人選木シテ態之植ヘ付ケシモノト
察セラル
字安里区長之ヲ管理シ一般人民モ奇木トシテ大
切ニ管理シ別ニ保存上故障ナシ

⑦ 種類
一、名称
二、所在地
三、所在地
四、地目地積

天然記念物
ハナンダ橋
具志頭村字具志頭前原
道路 二十四坪

五、所有者住所氏名

- 六、形状
- 七、現状
- 八、由来徴証傳説
- 九、管理保存ノ方法
- 十、其他必要ナル事項

ナシ
天然自然ノ岩石橋ニシテ幅三間長サ八間高サ二
丈
字ノ南方二位シ橋上ハ道路トナリ下方ハ数多ク
稍乳石垂下シ橋下ハ川流トナレリ
ハナケレドモ橋下ハ川流□□□□・水ノ為メ岩石
裂落シ自然ニ橋ニナ□□□□・察セラル
従来村ヨリ管理シ保存上別ニ故障等ナシ
ナシ

⑧ 種類

- 一、名称
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状
- 七、現状
- 八、由来徴証傳説
- 九、管理保存ノ方法
- 十、其他必要ナル事項

天然記念物
白水川
具志頭村字具志頭白水川
溝 五十坪
ナシ
天然自然ノ瀧ニシテ幅二尺五寸高サ一丈
字東方二位シ名称ノ如ク白水ノ瀧ニシテ奇観ナ
リ
ナケレドモ瀧下ノ岩石水流ニヨリ崩落シタルガ
為自然ニ瀧ニナリタルモノト察セラル
従来村ヨリ管理シ保存シ別ニ故障ナシ
ナシ

⑨ 種類

- 一、名称
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状
- 七、現状
- 八、由来徴証傳説
- 九、管理保存ノ方法
- 十、其他必要ナル事項

名所旧蹟
上城
具志頭村字與座前原
拜所 九百九十四坪
具志頭村有
旧城址ナリ
字ノ東南二位シ区域内ハ竹木アリテ□□□□
圍マレ只石垣ノ破壊シタル跡ヲ残ス□□□□形
跡ナシ
ナケレドモ元、上城按司ノ居城ナラシト伝ヘラ
ル

- 九、管理保存ノ方法
- 十、其他必要ナル事項

具志頭村有地ナルガ字仲座八十六番地喜屋武永
盛ニ管理セシメ居ルガ本所ハ拜所ナルガ故将来
モ現状ノ儘保存ノ意向ナリ
ナシ

- ⑩ 種類
- 一、名稱
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名

- 六、形状
- 七、現狀

- 八、由来徵証傳説等
- 九、管理保存ノ方法

- 十、其他必要ナル事項

- ⑪ 種類
- 一、名稱
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名

- 六、形状
- 七、現狀

- 八、由来徵証傳説

名勝旧蹟
 多棚城
 具志頭村字玻名城眼崎原
 原野 二千坪
 具志頭村字玻名城六七七番地 嘉数太郎
 全 上 七二六番地 大里多良
 全 上 六三六番地 我如古加那
 旧城跡ナリ
 字ノ東南二位シ区域内ハ茅繁茂シ中ニハ畑トナ
 リタル所アリテ甘藷甘蔗ヲ植ヘツケ周圍ハ石ヲ
 テテ圍マレ石垣ノ破壊シタル跡ヲ残スノミニシ
 テ別ニ形跡ナシ
 ナケレド、元多棚按司ノ□城ト伝ヘラル
 各地主ニ於テ保管シ□・・・モ現狀ノママ保存
 スルモノト察セラ□
 ナシ

- 九、管理保存ノ方法
- 十、其他必要ナル事項

- ⑫ 種類
- 一、名稱
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積

- 五、所有者住所氏名

- 六、形状
- 七、現狀

- 八、由来徵証傳説

- ⑬ 種類
- 一、名稱
- 二、所在地
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状
- 七、現狀

各地主ニ於テ保管シ居ルガ将来□現狀ノ儘保存
 スルモノト察セラ
 ナシ
 史蹟
 大里城趾
 大里村字大里(小字西原)
 拜所 五段一畝十七歩
 原野 二町七段三畝二十六歩
 大里村字大里五六二番地 嘉数西光
 大里村字大里五六八番地 新垣西布
 同 上 五〇二番地 宮城西表
 同 上 五〇九番地 新垣西亮
 同 上 四九六番地 新垣西施
 外十九名
 大里村字大里四四八番地 大城西矩
 稍々瓢箪形ナリ
 大里村中央部東部高地ニアリ区域内ニハ拝所原
 野等アリ樹木ハナク周圍ハ石垣崩壊シ古城跡ノ
 面影アリ
 特ニ由来、徵証等ナシ伝説トシテ今ヨリ五□・・・
 ・
 添大里按司ノ居城ナリシガ隣村佐敷村□・・・
 巴志ノ為メニ亡サレ按司以下武將共多ク□・・・
 又源為朝朝(誤りか)ノ妻ハ此ノ城主ノ妹ナリ
 ト
 周圍ニ松木ヲ植ヘ石垣ヲ修繕シ将来城趾トシテ
 保存スル意向ナリ
 ナシ
 城跡
 具志川城
 喜屋武村字喜屋武小字具志川原
 山林 一反歩
 喜屋武村有
 管理者 喜屋武村長 榮德基孝
 周圍石垣ニシテ一丈余
 喜屋武岬ノ断崖絶壁ノ上ニアリ一ツノ穴アリテ
 海岸ニ通ス区域内ハ何且木、雜草等繁茂シ石垣
 ハ破壊セラレ古城趾ノ面影ヲ呈ス

八、由来徴証傳説

本城趾ハ元久米島具志川村ヨリ傳居シタモノナ
リト其ノ子孫ハ字喜屋武ニアリテ久米姓ヲ有シ
今尚其ノ城趾ヲ拝祭ス西部海岸ハ舟ノ出入ニ便
ナル所アリテ築港ノ計画アリシモ果サザル模様
ナリト

九、管理保存ノ方法

村有ニシテ且ツ保安林ナルニ付草木ノ□□
ズルノミナリ

十、其他必要ナル事項

ナシ

⑭ 種類

一、名稱

史蹟(嶽)
穩作根嶽

二、所在地

南風原村字与那覇
拝所 一二六坪

三、地目地積

与那覇字有
楢田形

四、所有者住所氏名

字与那覇ノ南方ニ在リテ雜木繁茂シ山頂ニアル
ヲ以テ段々蝕食セラレツツアリ

五、形状

昔、南風原間切ノ与那覇村ニ一人ノ男アリケリ
村ニ近キ与那久浜ニテ一ノ髪ヲ拾ヒトリシガ其ノ髪ノ毛ノ常ト
異ナリテ長ケレバ如何ナル人ノ用ヒシモノトナラント驚キ怪シ
ミ翌日モ浜ニ出テ其レトナク髪ノ主ヲ尋ネ回リシニ果シテ容貌
モ凡ナラヌ一人ノ美シキ女ニ出会ヒ求メラルルママニ其ノ髪ヲ
与ヌレバ女ハ悦ビ受ケテ之ハ正シク我が物ナリ汝ハ真ニ善人ナ
リ吾ニ從ツテ来ルベシトテ強ヒテ男ノ手ヲトリテ共ニ海ニ入ル
カト見レバ波濤ハ忽チ開ケテ真砂布キツメタル一条ノ大道ハア
リアリト海底ヲ通シテ現ハレタリ 男ハ導カレルママニ辿リイ
ケバ龍宮城ニ至リ扉ハ自ラ内ヨリ開カレテ金殿玉樓ノ中ニ案内
セラレ数多ノ神々列席ノ宴席ニ招カレテアラユル珍味饗ケ歌舞
□□・面白サニ覺ヘズ滞留三日ニ及ヒケレバ男ハ□□・ニ
婦ラント思ヒ之レヲ神ニ告グシニ神々曰ク□□・ニ来リエテ
ヨリ既ニ塵世ノ三十三代ヲ経タリ汝□□・ハ一人モアルナシ
汝ハ寧口此ママ神トナリテ永ク此所ニ居ルニ如カズ何ソ必ラズ
シモ婦ル要アイヤト告グ男ハ固ク婦リタキ旨ヲ告グレバ神ハサ
ラバトテ一ツノ怪シキ紙包ヲ男ニ与ヘ戒メテ曰ク汝之ヲ携ヘテ
去ラバ向フ所皆道トナラン若シ故郷ニ婦リテ身ヲ託スベキ所ナ
キ時ハ之ヲ帯ヒテ再ビ来レ決シテ此ノ包ヲ開キ見ルベカラズト
堅ク戒メラレヨ男ハ此ノ包ミ紙ヲ推シ戴キ携ヘテ門ヲ出レバ直
フ所ニ立派ナル路通ジ忽チノ中ニ与那久浜ニ着キ男ハ喜ビ勇
ンデ村ヘ入りシニコハソモイカニ、出会村人一人トシテ見知レ
ルモノナシ己ガ家ト覺シキ所ヲ尋ネシモスベテ変リ果テ、家族
サエモ見当ラズナリ又男怪シミテ村人ニ問ヘバ皆只笑フノミニ

⑮ 種類

一、名稱

史蹟
内嶺城

二、所在地

南風原村字兼城八六番地
拝所 百十坪

三、地目地積

兼城字共有

四、所有者住所氏名

字兼城ノ北方ニアリ松樹ノ中ニ二間四方ノ瓦葺
ノ宮アリ

五、形状

方形

六、現状

ノ宮アリ

八、由来徴証傳説

南風原村字兼城後ニ小高キ嶺アリテ青々ト茂レ
ル松ハ千代ニ八千代ヲ壽キ殊ニ其ノ嶺ノ頂ニハ宮アリテ字民最
敬ノ神殿トセリ此所ハ昔内嶺城ト云ウテ兼城按司ノ居城タリシ
趾ニシテ今ニ諸方ヨリ参詣スル人多シ

兼城按司ニ二女アリ一女ハ中山王妃トナリ一女ハ父母ノ膝下ニ
アリテイトモ寵愛ノ養育ヲ受ケ居タリシガ計ラズモ病魔ノ襲フ
所トナリ遂ニ十六歳ノ八月偶然此ノ世ヲ去リ又両親ノ悲痛一
方ナラズ殿中為メニ悲哀ノ情ニトザサル再出ヲ氣ヘド祈レド其
ノ甲斐ナク遂ニ黄泉ノ客トナリ黄金ノ森ニ葬ラレタリ

然ルニ死後三日ノ朝本部満名(後ニ安平田子トナル)□□・
者中ヲ牽ヒテ其ノ墓前ヲ通ル折シモ降雨□□・タルニ依リ其
ノ墓ノ入口ノ陰ニ雨ヲ避ケ雨ノ□□・待チ居タリシニ忽チ墓
中ヨリ安平田ノ後髮□□・ノアリ安平田大ニ驚キアワテ様其
ノ手ヲニギリ□□・ルコト久ラス時ニ其ノ手ニ脈ヲ打チ居ルラ
覺ユ安平田、生人ナルニ氣ヲ安メ汝ハ誰ナルヤト問ヘバ彼女答
エテ曰ク妾ハ兼城按司ノ娘ナリ熱病ノ為ニ一時氣絶セルヲ死セ
シモノト認メ此ノ墓ニ葬ラル希クハ我家ニ妾ヲ蘇生セルコトヲ
告ゲ給ヘト、安平田急キ城ヘ走セ事ノ理由ヲ告ゲ申シケリ殿中
ニテハ両親ハ勿論城中ノ人々夢カ現カト上ヘ下ヘノ大騒ギ急使
ヲ遣ハシテ実否ヲ檢メシニ果シテ蘇出ス一同大ニ喜ビ娘ヲ墓

中ヨリ出シテ桑ヤ篠ニテ造レル「サン」ニテ生靈ハ墓中ヨリ出
 デヨ死靈ハ墓中ニ納マレト墓中ヲ払ヒテ後ニ其ノ「サン」ハ墓
 軒ニ差シ娘ヲ連レ帰リ城内ニテハ外間崎ヨリ桑篠ヲ取り来リテ
 屋上又ハ軒々ニ差シテ妖氣ヲ払ヒ赤飯ヲ造リ且ツ安平田ガ牽キ
 シ牛ヲ殺シテ御祝ヲナシタリ是レ即毎年八月十日ニ行ハル赤飯
 柴差ノ起レル基ニシテ旧藩時代ハ中山城御用ノ柴ハ当兼城外間
 崎ヨリ奉納シタリト云フ
 上好ム所下之レヲ好ムデ下人民モ是レニ習ヒテ八月十日ニハ軒
 二柴ヲ差シ赤飯ヲ煮イテ祭祀ヲ行フ事トナレリ 当字兼城ニ
 テハ今モ尚宮ノ下ニテ牛ヲ殺シテ祭祀ヲ行ヘリ
 九、管理保存ノ方法 □・・・
 十、其他必要ナル事項 ナシ

①⑥ 種類 一、種類 善繩御嶽
 二、名称 南風原村字宮平八二七番地
 三、所在地 山林 八百坪
 四、地目地積 南風原村字林
 五、所有者住所氏名 方形
 六、形状 字宮平ノ東北ニ在リテ老木繁茂シ其ノ中ニ石堂
 七、現状 アリ
 八、由来徵証傳説 昔有善繩大屋子者關宅干此而居焉常以漁
 為一日往西原郡我謝海浜編竹為柵絶
 流捕魚時忽見大龜從海中、出来頃間一女
 又出乃向大屋子早汝早負此龜囿家大屋
 子即把龜負背而去行至半途為龜被傷、遂氣
 絶而死村人哀之已葬之干墓所後三日家人
 住視之棺中無屍骸唯餘空棺耳正驚疑問
 只聞空中有一声他大屋子誠非死去也往遊儀
 来河内也家人大怪如夢初覺似醉方醒忽
 有薄草並野葡萄書生干其旧宅故後人尊
 信為嶽焉
 九、管理保存ノ方法 村有地ナルヲ以テ之ヲ管理ス
 十、其他必要ナル事項 ナシ

①⑦ 種類 一、種類 城址
 二、名称 豐見城々趾
 三、所在地 豐見城村字豐見城東原
 四、地目地積 畑、山林、拝所、池沼、三町四反五畝

五、所有者住所氏名 首里区字当蔵三十二番地 豐見城朝熙
 六、形状 豐見城村有
 七、現状 周圀ハ石垣ヲ以テ繞ラレ東北部ノ如キハ丈餘ノ
 絶壁ナセリ
 八、由来徵証傳説 周圀ヲ繞レル石垣モ崩壞セル個所多ク間部ノ如
 キモ畑ト變セリト雖モ内門ノ趾今尚存ス
 傳説明ナラサレドモ旧藩時代護佐丸ノ子孫タル
 豐見城按司ノ城タリ
 九、管理保存ノ方法 饒波川ノ下流東部ヨリ流レ城趾ニ沿フテ北部ヲ
 過ギ遙カ西北部ノ奥武山公園及那覇ハ手ニ取ル
 如ク望ムヲ得テ山水風景ノ名勝地ナリ
 十、其他必要ナル事項 ナシ

①⑧ 種類 一、種類 拝所
 二、名称 瀬長島
 三、所在地 豐見城村字志茂田
 四、地目地積 畑、池沼、拝所、原野、保安林、宅地
 五、所有者住所氏名 面積 十五町二反三畝二十二歩
 首里区字当蔵三二番地 豐見城朝□
 豐見城村字志茂田一、四八八 新垣九□
 全 上 一、四八八 上原ナ□
 外ニ字有、村有、官有アリ
 特筆スベキ事項ナシ
 六、形状 村ノ西方十一町ヲ去ル海上ニ在全島全部
 七、現状 水成岩ヨリ成リ二十六七戸ノ人家少許ノ畑
 アル外岩石ニシテ海拔數十尺ナリ
 八、由来徵証傳説 島内西北ノ方ニハアマシキユー (俗ニアマン
 チュー)ヲ祭レル社アリテ各地方ヨリ参拝スル
 者多ク殊ニ渡航者並ニ家族ノ海上無事ヲ祈願ス
 ル者多シ
 九、管理保存ノ方法 ナシ
 十、其他必要ナル事項 ナシ

①⑨ 種類 一、種類 城址
 二、名称 伊敷索城址
 三、所在地 具志川村字嘉手苅西新田原
 四、地目地積 拝所 千五百坪
 五、所有者住所氏名 村有
 具志川村字嘉手苅一八三 宮里明孝
 六、形状 楢円形

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存ノ方法
十、其他必要ナル事項

②①

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状

七、現状

八、由来徴証傳説

字嘉手苅ノ村ハズレニ在リテ北方ハ傾者極メテ緩慢ナル畑地ヲ隔テテ鎮守森ト認ムベキ雜木林アリ内部ハ一面平坦ニシテ種々ノ建物ト此ノ中ニ設ケラレシコト疑ナケレド今ハ蕩然トシテ一柱ヲモ認メス只久葉樹ヲ初メ雜□□・茂シ晝尚暗キ感ガス

昔伊敷索按司居城タリシモ中山王ノ為□□・サレテ其ノ趾ヲ絶ツト傳ク□□・年一回諸ノ口クモイ此処ニ集合シ祭祀ヲナシ祝詞ヲ奏シテ尊信シ居レバ此処ヲ神嶽トシテ濫リニ人民ハ出入セズ

特ニ保存ノ方法ナシ

城趾
具志川城
具志川村字具志川
山林 千二百坪
具志川村有
字具志川八三二 久手堅カマダ
円形

字仲村渠ノ西北海岸ニ在リ古城ニシテ三面ハ拾数丈ノ断涯絶壁他ノ一面ハ坂路ニシテ本門ヲ茲ニ建ツ古城トシテハ実ニ要害ノ所タリ今ヤ雜草雜木ニ埋マルト雖モ正門兩側石垣今尚在ス

往昔、久米島仲地村ニ仲地ト云フモノアリ一日具志川嶽ニ登リ林木ヲ伐リ舟ヲ造ラントス□□・渤按司ト云フモノ青名崎ニ城ヲ造ラン□□・往テ按司ニ告テ曰ク吾此地ヲ視ルニ山□□・シ具志川嶽ニ如カザルナリ具志川嶽ハ山□□・水明ニ地ハ甚ダ寬闊ニシテ三面險阻ナリ鐘靈ト云フベシ伏シテ請フ宜ク彼地ニ築カルベシト按司之ヲ聞キ大ニ喜ビ共ニ彼地ニ往テ遍リ山川ヲ巡リ遂ニ石匠ニ命ジテ大石ヲ運ビ城ヲ嶽ニ築カシメテ此ニ移居シ神歌ヲ作りテ落成ヲ奉頌ス嫡長眞金声ノ按司既ニ父ノ業ヲ繼キ亦此城ニ居リ以テ人民ヲ治ム後、眞仁古樽按司（伊敷索城按司ノ次男）ノ滅ス所トナル按司ハ自ら具志川按司ト称シテ居城ス時ニ中山、大岳ヲ以テ久米島ヲ討ツ按司之ヲ聞キ大ニ驚キ急ニ人民ニ命シ潜ム池ヲ造リ城内ニ入ラシメズ其ノ城ヲ守リテ敢

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存ノ方法
十、其他必要ナル事項

②①

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状

七、現状

八、由来徴証傳説

テ出戦セザレバ官軍其ノ城ノ鞏固ニシテ攻メ難キヲ以テ己ニ軍馬ヲ収メテ退去セントス時ニ按司、養父世那節大比屋ト云ウモノ官軍ニ告ゲテ曰ク吾レ城中ヲ見レバ一点ノ水ナシ密ニ城外ノ水ヲ引イテ以テ口用ノ資ニ備フ若シ其ノ水溝ヲ塞ギ水ヲ城内ニ入ラシメザレバ按司安シグ出戦セザランヤ其ノ出ル時ヲ保テ之ヲ殺サバ易キコト猶掌ヲ反スガ如キノモ官軍即チ其ノ溝ヲ埋メ水ヲ城内ニ通ゼシメズ按司水溝ノ通ゼザルヲ見テ鐵ノ監甲ヲ穿ケ城門ニ出テ水溝ヲ監視ス時ニ大比屋大石ヲ以テ其監甲ヲ粹ク按□□・ヒテ曰ク汝養父シ故ヲ以テ姑ク□□・アリ然シテ久米島ハ洪武ノ時ヨリ中山、所轄ナレバ・・・時ニ於テ征代ノ事方々有ルベカラザルナリ口碑ニ曰ク按司大比屋ニ謂フテ曰ク汝養父ノ身ヲ以テ敵ニ通ズ罪當ニ死スベシ特ニ養父ノ故ヲ以テ敢ヘテセズ故ニ汝ハ汝ノ子孫ヲシテ短衣ヲ着ケテ長ク我靈ニ事ヘシメヨト言終テ冥スト世那節大比屋ノ家ハ村字上江洲ニアリ屋号西平性ヲ上里ト言フ春秋ノ祭ニ短衣ノ膝ニ至ルヲ着テ繩ヲ帶トシ按司ノ墓ニ詣テ以テ祖先ノ罪ヲ謝スト云フ

管理者ヲシテ留意セシメ城趾何ノ樹木ノ濫伐ヲ取締リ毎年六月御祭ニハ神職集リテオモロヲ奏シテ尊信ス

ナシ

押所
みほそ所
伊平屋村字諸見首立
山林 三畝十五歩
東京都麴町区富士見町二ノ八 侯爵 尚昌
管理者 伊平屋村字諸見一〇一ノ一 名嘉文吉
山林ノ中、五間角ノ長檀シ中央ニ火石□□・ヲ飾置セリ
字諸見首主ノ北方ニ位シ東西二千方間南□□・方形ヲナシ区域内及周圍ハ古木繁茂シ□□・状ヲ持続シテ異常ナシ
尚田王ノ御正敷ト傳ヘラレ目下押所トシ人民大イニ尊崇シ其ノ境内ニハ無斷出入ヲ禁止セリ今之ヲ證スル由来文ヲ左ニ列記セル

九、管理保存ノ方法
十、其他必要ナル事項

尚圓様御屋敷首見村北表午ノ方向式拾間角ノ内東北みほそ所五間角長檀真中石三高コハ一本けの御木一本有四方松木植廻申候屋敷ハ根所二成并神何し屋け居往古ヨリ首見のく子孫代々居住シテ奉崇候御公儀並島中ノ御願所ニテ御座候管理者ヲシテ保存ノ任ニ当ラシムナシ

②②

- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状
- 七、現状
- 八、由来徴証傳説

史蹟
南山城趾
高嶺村字大里為島原
拜所 三千四百五十坪
高嶺村有
岳上ニアリ
周圍石垣ヲ以テ囲マレ所々破壊セシ所モアレド城内ノ一隅ニ南山神社アリ
南山城趾ハ高嶺村字大里ノ西方一町バカリノ岳
□□□□南ハ国吉城趾北ハ大城之趾ヲ扣ヘ東ハ
□□□□及八重瀬岳ニ連リ西ハ糸満町ヲ眼下ニ
見下シ□□□□テ遙力慶良間島ヲ眺メ眺望絶佳
ナリ此ノ城ハ元大里城ト称シテ昔天孫氏時代ヨ
リ封ヤラレシ大里按司ノ居城タリシ地ナリ
永萬元年(二條天皇ノ御代今ヨリ七百五十七年
前)源為朝大里按司ノ妹ヲ娶リテ妻ニセリト云
ヘル大里按司トハ此ノ城主ナリ
其レヨリ百六十二年後、即嘉曆元年ニ至リ中山
ノ勢力稍々衰ヘ諸按司叛スルニ至ルヤ當時ノ城
主タリシ承察度ハ兵ヲ起シテ大里、佐敷、知念、
玉城、具志頭、東風平、喜屋武、摩文仁、真壁、
兼城、豊見城ノ十一ヶ間切ノ城主ヲ従ヘナセ此
ノ城ヲ改築シ永徳三年明ノ冊封ヲ受ケテ山南王
承察度ト号シ駝紐鉞金銀印ヲ受ケ傳ヘテ二世汪
慶祖三世他魯毎ニ至リ永享元年遂ニ中山王尚巴
志ノ為メニ滅サル

九、管理保存ノ方法
十、其他必要ナル事項

村有ナレバ高嶺村ニ於テ管理スナシ

- ②③
- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地

拜所
八幡宮
真和志村字安里小字後原五百十番地

- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状
- 七、現状
- 八、由来徴証傳説

拜所一反三畝十三歩
八幡神社
社寺ノ本堂ノ形状ヲ備フ奥行三間□□□□
字安里ノ東方背後小高キ丘ノ所□□□□
困ハ廢類甚シク雜木繁茂シ建物□□□□
シ回廊及壁等ハ既ニ腐朽甚ダシ
一、祭神 應神天皇 神功皇后
玉依姫

- 九、管理保存ノ方法
- 十、其他必要ナル事項

國王第六代天正年中尚徳王ノ徳鬼界島征伐ノ途次大道松原ニ於テ水鳥羽ヲ動カシテ上空ヲ飛居ルヲ國王自ラ弓ヲ以テ射タルニ矢ハ命中シタルモ鳥ハ落下セズ矢ハ地ニ落テ立チタリト依テ鬼界島ハ難ナリ征伐シテノ帰途小鐘浮上リ王ノ船ニ從ヒ来リシヲ以テ諸人不思議ニ思ヒ之ヲ引揚ゲントセシモ動かズ遂ニ自ラ引揚ゲシニ容易ニ手ニ持揚グルコトヲ得タリ依リテ以上ノ瑞ニ基キ以前矢ノ立チタル場所ニ宮ヲ建テ應神天皇、神功皇后、玉依姫ヲ安置シ靈鏡ヲ全所ニ秘藏シタリト以來護國ノ神トシテ尊信スルモノ多カレシト
廢藩置県シ後ハ廢類ノ俗ニ委シ修繕ヲ加エタルコトナシ尚保存方法ニツキ特ニ意見ナシ
ナシ
以上

資料十五 受理文

受理日 大正十年五月十九日
受理番号 学四七五ノ五
第五五〇ノ一号
大正十年五月十八日

沖繩県那覇区長 山城正訓 印

沖繩県内務部長 和田潤 殿
学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会相成候史蹟調査別紙ノ通り小条此段及御回報付也

- ②④
- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状尺寸等
- 七、現状

旧蹟
孔子廟
那覇区久米町
宅地
那覇区
別紙ノ通り
廟ニシテ孔子、孟子、顔子、思子、曾子ノ像ヲ

八、由来徴証傳説

九、管理保存方法

奉安ス
那覇区泉崎橋頭ニ在リ建物全部支那風ニシテ木
材凡テ丹泥ヲ塗ル境内福木深緑濃カニシテ幽邃
ノ趣キアリ廟内ニ孔子及顔孟思曾四賢ノ像ヲ安
置シ春秋ノ祭典今尚廢セズ
旧久米村人ノ管理保存ニ属シ今人等ハ從來ノ維
持費及其他ノ寄附金ヲ以テ春秋二期ノ丁祭ヲ執
行シツツアリ

25

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者ノ住所氏名

六、形状寸尺等

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存方法

旧蹟
崇元寺
那覇区崇元寺町
宅地
尚昌 首里区当蔵町
別紙ノ通り
廟ニシテ尚家先代ノ位牌ヲ安置セリ
臨濟宗尚真王創建或ハ尚圓王(距今四百二十余
年)創建トモ云フ往時ハ国王ノ祈願所ナリシガ
當時ハ尚家先代ノ位牌ヲ安置セリ
尚家ニ於テ臨濟宗僧侶ヲ招聘シ給金ヲ与ヘテ管
理保存セシム

26

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者ノ住所氏名

六、形状寸尺等

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存方法

名勝
御物城
那覇通堂町宅地
宅地
那覇区有
別紙ノ通り
個人ニ貸与シテ遊宴亭ヲ建設セリ
奥武山ノ西端巖頭ニ高ク城郭ヲ廻スモノ是也古
ハ海中ニ孤立シタルモ今ハ公園ト連続ス城ハモ
ト海外貿易ノ物産ヲ収ムル公倉タリシト云フ外
郭尚未保存シ上三酒樓アリ風月樓ト名ツケ一望
開展四時折々ノ眺望アリ
区ニ於テ管理シ個人ニ貸与セリ

27

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

名勝史蹟
波上
那覇区若狭町
社地

五、所有者ノ住所氏名

六、形状寸尺等

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存方法

28

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者ノ住所氏名

六、形状寸尺等

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存方法

官幣小社波上宮
別紙ノ通り
官幣小社波上宮ニシテ 伊弉諾尊、事解男命
速國男命ヲ奉安セリ
波上宮ハ那覇区若狭町北海岸ノ巖上ニ建ツ古
護國寺附屬ノ小社ニ過ギサルシガ今ハ官幣小社
ニ列シ毎年五月十七日例祭ヲ行フ社内國寶ノ朝
鮮式梵鏡(鏡)は「鐘」のまちがいか)一個
ヲ藏ス
沖繩縣ノ直轄ニ属シ縣ニ於テ管理ヲナシ居レリ

29

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者ノ住所氏名

六、形状寸尺等

七、現状

八、由来徴証傳説

九、管理保存方法

名勝
奥武山公園
那覇区通堂町
山林、畑、宅地、沼、池、原野、雜種地ヨリ成ル
那覇区有及個人有ヨリ成ル
別紙ノ通り
公園地下シテ衆庶ノ遊樂所トセリ
那覇港ノ中間ニ在ル小島ニシテ東ニ首里城ヲ控
エ那覇市街亦双眼ノ裏ニ収ム山上松多ク今ハ全
山公園ト為ス但明治三十三年東宮御慶事ヲ記念
スルナリ園内ニ前令尹男奈良原氏ノ銅像在リ四
時眺望アリテ遊人絶ヘズ
区有地ハ区ニ於テ民有地ハ各自ニ管理保存セリ

九、管理保存方法

30

- 一、種類
 - 二、名称
 - 三、所在地
 - 四、地目地積
 - 五、所有者ノ住所氏名
 - 六、形状寸尺等
 - 七、現状
 - 八、由來徵証傳説
 - 九、管理保存方法
- 旧蹟
 護国寺
 那覇区若狭町
 寺地
 護国寺 若狭町一丁目四番地
 別紙ノ通り
 真言宗ノ寺ニシテ不動尊ヲ安置セリ
 僧頼重開基察瑠創建往時ハ国王ノ祈願所ニシテ
 旧名安禪寺ト号シ海山寺三老院トモ云フ大小ノ
 二鏡アリ景泰七年ノ鑄造ナリ此寺ハ觀潮ノ名所
 トシテ名高シ本堂ニハ不動尊ヲ安置セリ
 住職ニ於テ公債証書ノ利子其他信徒參詣者ノ釀
 金ニ依ル

- ③① 種類
 - 一、名称
 - 二、所在地
 - 三、地目地積
 - 四、所有者ノ住所氏名
 - 五、形状寸尺等
 - 六、現状
 - 七、由來徵証傳説
 - 八、管理保存方法
 - 九、管理保存方法
- 旧蹟
 臨海寺
 那覇区住吉町
 寺地
 臨海寺
 別紙ノ通り
 真言宗ノ寺ニシテ薬師如来ヲ本尊トセリ
 那覇港ノ南方ニアル沖ノ寺ノ別称ニシテ薬師如
 来ヲ本尊トス當寺ハ元全港ノ北方ニアリシガ明
 治四十一年築港ノ為メ現在ノ所ニ移転セリ
 住職ニ於テ公債証書ノ利子其他信徒參詣者ノ釀
 金ニ依ル

- ③② 種類
 - 一、名称
 - 二、所在地
 - 三、地目地積
 - 四、所有者ノ住所氏名
 - 五、形状寸尺等
 - 六、現状
 - 七、由來徵証傳説
 - 八、管理保存方法
 - 九、管理保存方法
- 名勝
 三重城
 那覇区西新町
 燈明台敷地
 官有
 別紙ノ通り
 三重城内ニ不動晝夜燈明台ノ設置アリ
 那覇港口ニ在リ謂ユル南北砲台中ノ北砲台ニシ
 テ古ハ海賊防禦ノ為築クト云フ城内ニ不動晝夜
 燈明台ノ設置アリ當時小公園トナシタル為メ遊
 人絶ヘズ
 崎原燈明台ノ管理ナリ

- ③③ 種類
 - 一、名称
 - 二、所在地
 - 三、地目地積
 - 四、所有者ノ住所氏名
 - 五、形状寸尺等
 - 六、現状
 - 七、由來徵証傳説
 - 八、管理保存方法
 - 九、管理保存方法
- 名勝
 明治橋
 那覇区通堂町及垣花町
 橋
 沖繩縣有
 別紙ノ通り
 那覇区及島尻郡ノ通路
 渡地垣花ノ聯絡ナリ明治初年架工ス古クハ橋座
 ヲ海中ニ置キ御物城ノ西方ヲ通過シタリシガ水
 流激シクシテ橋永ク保タズ今ハ東ニ轉ジテ奥武
 山ニ擁リ南北二橋ニ別ツ明治三十六年ノ改案ナ
 リ全長二丁十九間縣下第一ノ長橋ナリ觀月ノ名
 勝ト為ス
 沖繩縣ノ直轄ニ属シ縣ニ於テ管理ヲナシ居レリ

- 資料十六 受理文
- 受理日 大正十年六月二十七日
- 受理番号 学 四七五ノ六
- 庶第七三二号
- 大正十年六月廿四日
- 沖繩縣内務部長 殿
- 史蹟名勝地調ノ件回答
- 三月九日学第四七五ノ一号ヲ以テ御照会相成候史蹟名勝地調ノ件、件
 別紙ノ通り取調及御回報候也
- 中頭郡長 粕谷哲三郎 印

- ③④ 種類
 - 一、名称
 - 二、所在地
 - 三、地目地積
 - 四、所有者
 - 五、形状
 - 六、現状
 - 七、其他
 - 八、由來徵証傳説
- 史蹟名勝地
 浦添城趾
 浦添村字仲間
 原野、拝所、約三千坪
 大部分個人有 部落有
 浦添村中央丘山ヲ占メ東西北ニ約半里長ク連ル
 石廊処々ニアリ雜木繁茂シ其平坦ナル処ハ渾テ茅其他雜草生
 茂リ風景絶佳ナリ
 其他 ナシ
 由來徵証傳説
 為朝ノ子舜天ノ居城タリシ処ニシテ當時舜天ハ人望甚ダ高ク
 十五才ニシテ浦添按司ニ推サレ長ジテ文治三年琉球ノ王位
 ニノボリ爾後三代(舜天 舜馬 義本)七十〇・間其朝
 廷ノ統治ナリシカバ當時勢力アリシモノハ浦添□□人ナリシ

ト往古浦添ハ沖繩ノ中心タリシト傳ヘラ□

- 35 種類 史蹟名勝地
- 名称 寺ノ洞
- 所在地 浦添村字牧港
- 地目 保安林 地積約十二三坪
- 所有者 部落有 管理者 浦添村長 棚原正秀
- 形状 洞窟内ニシテ天井七八尺位 卵円形
- 現状 字牧港後北方岸壁上ニアリ周圍雜木繁茂シ一見洞穴ノ如シ
- 其他 由來徵証傳説

文治年間(七百三十有余年)源為朝今帰仁運天港ニ上陸シ以來威武ヲ揮シ忽ニ琉球全土ヲ征服シ全島ノ要鎮浦添城ニ抛リ茲ニ渠加快心ノ一天地ヲ築城シ大里按司□□ヲ娶リ四児ヲ擧ゲ統治數年ヲ經ルニ至リタリ□□為朝ハ力ノ偉大タルト共ニ一面情ノ偉人ナリシト見エ□□朝月ノ夕遥都ノ方恋シサニ悶々ノ情ヲ抱キ心ナラ□□數年ヲ送りシ遂ニ奮然トシテ意ヲ決シ牧港ヨリ帰帆ヲ擧ケタリト為ニ妻子為朝ノ再來ヲ待チシ処ニシテハジメハ待港ナリシヲ遂ニ牧港ニ転化シタリト傳ヘラル

史蹟名勝調査事項(宜野灣村)

- 36 種類 宮
- 名称 普天間宮
- 所在地 沖繩縣中頭郡宜野灣字普天間
- 地目地積 社地並ニ山林
- 所有者ノ住所氏名 管理者字普天間六五四番地 與儀達忠
- 形状尺寸尺等 形状平屋瓦葺縱橫共尙間
- 現状 位置字普天間ノ北東端、区域内字普天間内周圍ノ狀況雜木林、松及雜木及竹等ヨリナレル混雑林ニシテ大凡二百四五十年ノ松五分ノ一ト其他ハ數□□ナリ

八、由來徵証傳説

由緒、普天間山熊野大權現本宮、伊弉册□□左速玉男命右事男命也 年紀不可知異否像三體洞中之否壇安置之□人不知為勸諸自是近里之人奉信仰為祈願成時安谷屋村有夫婦不傳其姓名勤刀為作毛雖然每年不熟而賦貢納剩家貧苦惱無術因婦謂夫云妾壳身未進貢物納于公庫矣盡夜主人之日課之暇勤紡夫者出精力致耕作若得天惠互渡世安全時又為夫婦不朽之契紅淚而相別後婦切髮賣于市以其価壳壳花參詣于件之名像三四箇年也 九月參詣之夜于今之鳥居邊忽然遇一老翁

九、管理保存方法

管理內務省神祇局ノ元ニ社掌ヲシテ管理ス

37 種類 史蹟

- 37 種類 史蹟
- 名称 座喜味城跡
- 所在地 座喜味城跡
- 地目地積 讀谷山村字座喜味城原四、一〇八番
- 所有者ノ住所氏名 讀谷山村字座喜味三、五三一番地 與久田浦
- 形状尺寸尺等 大円形ニシテ其周圍百七十一間アリ
- 現状 村ノ中央ナル字座喜味ノ後方最モ高キ所ニアリテ区域内ニハ七、八十年以上ノ松ノ老木生立チ周圍ハ高サ二丈位ノ石垣ヲ以テ周圍之眺望絶佳ナリ破壊ノ程度ハ約二割位ナリ

八、由來徵証傳説

今ヲ去ル四百年前保(護)のあやまりか)佐丸按司ノ築キシ城ナリト 所有者ニ於テ管理ス

38 種類 史蹟名勝調査

- 38 種類 史蹟名勝調査
- 名称 名勝地 暫波岬
- 所在地 保安林 四町六反七畝十九步
- 地目地積 讀谷山村字座喜味原二、二〇五番
- 所有者ノ住所氏名 讀谷山村字渡慶次外一ヶ字有
- 形状 海中ニ長ク突出シタル高サ十丈位ノ断崖絶壁ニシテ東西四百間モ相連リタル平原ナリ
- 現状 村ノ西北端ナル字座ノ後方広漠タル原野ニ連続シテ全面芝生ヲ以テ覆ワレ一見青毛布ヲ敷タルガ如ク風景頗ル佳ナリ

八、由来傳説
九、管理ノ方法

天然自然ノ風景ニシテ他ニ傳説由来ナシ
所有者ニ於テ管理ス

③⑨ 史蹟名勝調査事項

- 一、種類 史蹟
- 二、名称 越来城趾(越来グスク)
- 三、所在地 越来村字越来小字前原七百五番地
- 四、地目 保安林、地積七反一畝二十六步
- 五、所有者ノ住所氏名 越来村字越来有
- 六、形状寸尺等 円形ノ高地ニシテ週囲八百間位アリテ城壁ノ内
二個人有畑地アリ
- 七、現状 越来村字越来ヲ距ル約一町余ノ東南ニ位置シ区
域内雜木生ヒ茂リ東南ハ凹地ニシテ田圃二面シ
□□□上流ナリ西北ハ越来村字越来美里村字
西□□週囲ノ城壁ヲ見ルニ幾百年ノ歲月ヲ
経タル為□□如キモ大部崩壊シ居ルモ今尚
古城趾タル

八、由来徵証傳説

此城趾ハ今ヲ去ル四百年前越来按司ノ築キシモ
ノナルモ勝連按司重麻和利ガ首里城襲撃ノ野心
アルヲ聞キ美里村字知花ニ居リシ鬼大城途中ニ
於テ重麻和利ノ勢力ヲ挫カン為メ越来城趾ヲ借
リ受ケタルモノナリト傳ヘラル今美里村字宮里
屋号石垣家ニ鬼大城ノ衣裳アリ
現在ノ如ク保安林トシテ樹木ノ伐採ヲセザレバ
樹根ガ石垣ニ卷キ付クヲ以テ崩壊ヲ防止スルニ
ハ最上ノ方法ナリト思惟ス 尚ホ斯克ノ如キ史
蹟ハ永久ニ保存致シ度シ

十、ナシ

④⑩

史蹟名勝調査 其ノ一

- 一、種類 史蹟
- 二、名称 伊波城趾
- 三、所在地 美里村字伊波小字後原一、二二三ノ一、二番地
- 四、地目 保安林
- 五、所有者ノ住所氏名 約一段歩
- 六、現状 美里村字伊波七三番地 伊波政宜
- 七、現状 尺等 石ヲ以テ楕円形ニ囲ム
- 八、現状 周圍役十五町
- 九、現状 石廓猶存セリ 岡ノ上ニ在リテ四方ノ眺望好
ン城廓ノ中ハ現今耕地原野及林野トナリ居シ□□

八、由来

古昔伊波按司ノ居城ナリシト傳フ
按司ノ五世ノ孫伊波親雲上仲賢弘治六年□移居
□首里王府ヨリ伊波村ノ地頭職ニ任ゼラレシ嘉
靖二十二年癸卯七月八日不祿八十八、ト傳フ
地主之ヲ管理シ保安林トナリ居ンヲ以テ造林ス
ルコトトナレリ

④⑪ 史蹟名勝調査 其ノ二

- 一、種類 史蹟
- 二、名称 貝塚
- 三、所在地 美里村字伊波小字角石一〇四八番地
- 四、地目地積 原野
- 五、所有者ノ住所氏名 美里村字石川七六七番地石川正五郎
- 六、形状寸尺等 三尺位ノ土ヲ以テ蔽ハル
- 七、現状 丘陵ニアリ数度、学者、研究者ニ□□掘セ
ラル

八、由来徵証傳説

種々ノ遺物ヲ発掘シ有益ナル研究ノ資料□□
トイク
地主ガ管理ス

九、管理保存方法

④⑫ 史蹟(古墳ヲ除ク)名勝調査事項

- 一、種類 史蹟
- 二、名称 勝連城跡
- 三、所在地 勝連村字南風原三千七百五十九番地 小字名ハ
赤吹ト称ス
- 四、地目地積 保安林二反八畝十八步
- 五、所有者ノ住所氏名 勝連村字南風原有
- 六、形状寸尺等 天馬船形ニシテ三十尺以上アリ
- 七、現状 位置ハ勝連村字南風原
区域内及周圍ノ状況並破壊ノ程度

八、由来徵証傳説

勝連村字南風原区域内ニシテ突兀タル丘上ニア
リ周圍ハ石垣ヲ以テ築キ城壁ハ破壊セシモ今共
名□□ヘタリ
今ヲ去ル四百年前琉球千古ノ英雄勝連按司□□
ノ築キタル所ナリ
史称傳説ノ為保存ノ必要アリ

九、管理保存方法

一〇、ナシ

④3

史蹟名称調査事項

- 一、種類 城址
- 二、名称 中城々趾
- 三、所在地 中頭郡中城村字泊古島
- 四、地目 役場敷地
- 五、所有者ノ住所氏名 中頭郡中城村有
- 六、形状寸尺等 四反五畝五歩
- 七、現状 中頭郡中城村長 比嘉龜舜
- 八、由来 前面ノ高サ四丈八尺後面ノ高サ五丈二尺周圍六丁余アリ
- 九、管理保存方法 中頭郡中城村ノ中央ニ位シ区域内ニ□□役場及ビ中城村忠魂碑アリテ前面ハ□□・二重ニ築城セラレ背面ハ自然ノ断□□・ヨリ本門北ヨリ裏門アリ城内ニ□□・水等アリ区域内及周圍ノ石垣ニ時□□・破損生ズルコトアリ現破損□□・修セバ其経費千五百円ヲ要スルモノナリ

保管者

- 一、種類 中頭郡西原村字嘉手苅五十八番地 呉屋松、全郡全村全字七十四番地 嘉手苅仁和
- 二、名称 家屋ハ奥行貳間半幅貳間半高サ八尺建二軒奥行貳間半幅三間ノ家屋一軒井戸一ツ
- 三、所在地 位置ハ嘉手苅ノ中央ニテ方□□・周圍石垣ト山林ニシテ区域及ビ圍□□・
- 四、地目 元内間ノ地頭役鎖□□・キ釣ナサル時首里城ヨリ迎□□ニ来タ□□・ニテ御面会ナサレシヲ次テ其ノ岸ノ名□□ヲ内間高岸ト名付ケ此地頭ガ金丸王トシテ首里城ノ君主尚圓王ナリ
- 五、所有者ノ住所氏名 八番人二人ヲ置キ一人ニ付畑式千坪位ヲ無料ニテ小作サセテ管理保存ヲサセリ
- 六、形状寸尺等
- 七、現状
- 八、由来 徵証傳説
- 九、管理保存方法

資料十七 受理文

受理日 大正十年七月三十日
 受理番号 学四七五ノ七
 四一ノ二号
 大正十年七月十八日
 学第二二三ノ一五号

首里市長臨時代理者 印

内務部長 殿
 三月九日付學第四七五ノ一号ヲ以テ御照會相成我史蹟名勝調査ノ件目下調査中ニ我条此段及回答候也

資料十八

受理日 大正十年十月十八日
 受理番号 学四七五ノ九
 大正十年十月十五日
 学第二二三ノ一五号

国頭郡長 長谷部順治 印

沖繩縣内務部長 金澤正雄 殿
 史蹟名勝調査ノ件
 本年三月九日学第四七五ノ一号ヲ以テ御照會相成候首題ノ件別紙ノ通り及回報候也

④4

史蹟名勝調査事項

- 一、種類 拝所
- 二、名称 内間御殿
- 三、所在地 中頭郡西原村字嘉手苅
- 四、地目地積 山林
- 五、所有者ノ住所氏名 東京都麴町区富士見町 尚家

史蹟名称調査事項

- 一、種類 史蹟
- 二、名称 萬座毛
- 三、所在地 恩納村字恩納ノ西岩
- 四、地目地積

- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状

八、由来徴証伝説

字恩納ノ西岩大樞礁ノ上ニアリテ名護湾頭ニ突出シ全芝生ヲ以テ蔽ハレ前方遠ク伊江、水無、瀬底ノ島々ヲ望ミ右ニ名護左ニ残波岬ヲ控工風景絶景ノ所ナリ。

今ヨリ百数十年前ノ或年尚敬王國頭□□□此ノ地ニ遊バレ事アリ。恩納ニテハウスダイ□□□以テ歡迎ヲナセリ。踊人ノ中ニ恩納ナヒト云□□

・詩ヲ詠ジテウスダイコ節ニ唱和セシメ而シテ泰平□□代ヲ謳歌セリ王御感斜メラズ其詩オラ嘆賞セリナリ

◎波の声とまれ、風の声とまれ、首里天加那志美殿機拝ま□□此ノ時王ハ女詩人ヲ讚美ナサルト共此ノ地ノ風景絶景ニシテ広野タルニ御心喜バサレテ「萬人ヲ座セシムベキ(勝)地ナル哉」ト仰セラレシニヨリ此地ヲ得ラリト伝ヘラル

九、管理保存ノ方法

金武村

- ④⑥ 種類
- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状

史蹟
観音寺
金武村字金武後村渠
字金武後村渠二二三番、一一〇八歩

堂宇間数梁行二間 桁行二間半
庫裏間数梁行三間半 桁行五間 屋根ハ瓦屋根ナリ

金峰山観音寺ハ字金武ノ西北端ニアリテ字金武区域ニ属ス境内ニハ庭園及畑等アリテ周圍ノ丘陵ヲ金峰山ト称シ樹木繁茂セリ、建物ハ稍腐朽ノ状態ニアリ境内ニ洞窟アリ、深サ二町山背ニ通ス洞内ニ千手観音□□現今奉安スルモノ本尊厨子共ニ陶製シテ扉ニ□□癸酉十二月十三日現在瀬源ノ文字ヲ刻ス(我文久□□洞内鍾乳石及石筍相接シテ希観ヲ呈ス□□昔時此ノ洞窟ニ大蛇棲息シ人民其災禍ニ罹ル□

八、由来徴証伝説

九、管理保存方法

久志村

- ④⑦ 種類
- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状
- 八、由来徴証伝説
- 九、管理保存方法

国頭村

- ④⑧ 種類
- 一、種類
- 二、名称
- 三、所在地
- 四、地目地積
- 五、所有者住所氏名
- 六、形状寸尺
- 七、現状
- 八、由来徴証伝説

□タリシガ日秀上人呪文ヲ唱エシ之ヲ除ケ初メテ安堵セリトイウガ今ハ斯ル事ナシ
今ヲ距ル三百七十八年尚清王代倭僧日秀上人泛海シテ富蔵港ニ来リ寺ヲ金武村ニ創メ自ラ弥陀薬師正観音三像ヲ彫刻シテ安置ス是レ同寺ノ起源ナリ其後漸ク衰ツルニ至リテ遂ニ此ノ寺ヲ禅宗ニ属セシメタリシカ靈山此ヨリ衰工神明亦現ハレズ、此処ニ於テ寛文二年(二百三十四年前)尚質王具志川王子ニ命シテ再ビ真言宗ニ復セシメ元禄十二年(十七年後)尚貞王代ニ至リ住持慧郎新ニ紫磨金三尊仏ヲ請ジ且ツ初メテ屋根瓦ヲ用ヒ旧観ニ更メタリトイフ
從來ハ寺録ヲ賜ヒ且建物等ハ国庫ニ於テ修理シ来リシガ明治四十三年法律第五十九号沖繩縣社祿処分法發布ノ結果土地建物ヲ其ノ寺ニ無償下渡セララル

史蹟
観音寺
久志村字久志
不明
高サ五尺ノ石像ナリ
久志村字久志保安林内ニ九尺四方ノ□□
堂内石像ノ観音菩薩ヲ祀ル是尚貞王十九年貞享四年久志間切領主向経(豊見城王子朝良)創建ニ係ルモノナリト
管理者無之為別ニ方法無シ

史蹟
土帝君(俗ニトーチーク)
国頭村字奥間ノ後方保安林ノ内
免租地
共有坪所(四ヶ字共有)
高サ一尺五寸ノ陶像
字奥間ノ後方丘上ニ約十坪位ノ平坦地ノ約二坪位ノ瓦葺ノ家ニ右陶像ヲ設立セリ
奥間田圃ヲ開拓シタル農業ノ神トシテ祀ラル

九、管理保存方法

古代ニアリテハ字奥間ノ字費ニテ毎年旧二月二日全住民ガ礼祭ヲセシガ現今ニアリテハ桃原、比地、濱四ヶ字ノ人民デ其費用ヲ負担シ永遠ノ保存ヲ維持ス

大宜味村

④九、種類

一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状寸尺

七、現状

八、由来徴証伝説

九、管理保存方法

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状寸尺

七、現状

八、由来徴証伝説

今帰仁村字今泊アタイ原
山林、三町七反四畝九歩
今帰仁村字今泊百二十二番地 城間半□
全 村全字二、二六四番地 仲本吉次郎
全 上二二六番地 玉城精五郎
那覇区久米町二ノ一番地 具志川マカト
今帰仁村字玉城二十一番地 崎山朝陸
名護村字安和百六拾九番地 大城保元
管理者 今泊
梯形、大サ、長径 百四十間 短径 百十間
七十五間

史蹟
左馬ノ岬
大宜味村字渡野喜屋左場原
大部分ハ砂丘 一部原野
官有
塩屋校ニ突出シ北方ニ面シタル岬ナリ
昔時国頭按司薩摩ニ趣キ島津家ニ仕ヘ勲功アリ
テ左馬頭ヲ賜リ帰村ノ際此処ヨリ馬ヲ飛ビ越エ
サセルニ因リ此名アリトイウ
別ニナシ

⑤一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状寸尺

七、現状

八、由来徴証伝説

史蹟
森川子旧址
大宜味村字津波
雜租地 約四坪
字有
三尺四方瓦葺
津波字内ノ狭キ地二三尺四方ノ瓦葺ヲ建テ竹垣
ヲ以テ周圍ヲ堅メタリ 字民ハ今ニ製塩業ノ教
父ト仰ギテ祭祀ヲ怠ラズ亦毎年各地ヨリ参拝シ
テ香萃ヲ手向クモノ多シ
琉球古劇「花売ノ縁」ノ主人公森川子ノ遺跡ナ
リ口碑ニ云フ森川子ハ首里ノ名門右族ナリシガ
或妻子ヲ捨テ、漂然此地ニ下リテ塩ヲ□□
テタリトイフ
一説ニ曰ク是レ尚徳王ノ凶変ニ□□
司ト同ジク采薇ノ節ニ完ウセシモノニア□□
字ヒ係ヲ置イテ是ヲ保管ス

⑥今帰仁村

一、種類

二、名称

史蹟
今帰仁城址

今帰仁城址ハ今泊ノ南丘ニアリ清水々々タル
親川ヨリ松並木ニ沿ヒ大理石散在セシ石径ヲ曲
折レ拳登スルコト数町ニシテ、城域ニ入ル 城
内ハ竹木繁茂ス本門ヨリ進ミ行ケハ本丸ノ中央
ニ小祠アリテ石碑並石灯笼数基アリ 附近中ニ
ハ数個ノ無格社アリ面二百尺ノ高地ニアリテ伊
平屋島及辺戸岬ニ相對シ後ニ公方ノ嶽ヲ負ヒ東
ハ數十丈ノ絶壁□□□□ニ峻岨要害ノ地ニシテ
且風光明媚□□□□石垣ヲ以テ三重ニ囲ヒ高サ
數十□□□□セリト雖今尚昔ノ面影ヲ在ス
今ヲ去ル五百九十年前後醍醐天皇ノ御代我
□□□□ニ於テハ第三王朝ノ四世ニ当レル王城
王酒色ニ耽リ田ヲ好ミ政綱日ニ荒廢シ諸按司皆
会同ノ礼ヲ怠リ國中漸ク四分五裂リ此ニ於テ大
里按司承察度先ツ叛シテ南山王ト稱セリ時今
帰仁按司怕尼芝ハ今帰仁、羽地、名護、金武、
国頭ノ五郡ト伊江其他ノ諸島ヲ占有シ今帰仁城
ニ居リテ山北諸郡ヲ統括シタリ 而シテ南山中
山ガ明ニ通シテ冊封ヲ受ケシ後怕尼芝モ亦之ニ
倣ヒテ貢ヲ明ニ輸シ其ノ冊封ヲ受ケテ琉球国山
北王ノ称号ヲ得ルニ至レリ怕尼芝没シテ其ノ子
珉ヲ経テ其ノ子樊安知繼キテ山北王トナル安知
資性剛毅ニシテ武勇絶倫夙ニ中山ヲ討ツノ志アリ、
名護羽地国頭ノ諸按司安知ト隙アリ早馬ヲ
以テ急ヲ中山王ニ訴フ時佐敷按司尚巴志ハ中山
ヲ攻落シ其父思紹王位ニアリ、思紹猛虎ノ丘ヲ
驅リ山南ヲ討チテ山北ヲ襲ヒ一渦千里ノ勢ヲ以
テ国内ヲ統一セントノ方策ヲ樹立センガ事急ナ
ルオ以テ直チニ子巴志ヲ遣ハシテ之ヲ討タシム
巴志諸按司ヲ部署トシテ兵ヲ率ヒ大挙シテ今帰
仁ヲ攻メタリ□□□□北ノ地嶮岨ニシテ城兵勇猛

九、管理保存方法

標悍ニシテ防備嚴シク數回會戰スルモ容易ニ拔ク能ハサリシガ□□・二内応シ城中ニ火ヲ放チシガバ王大イニ□□・斬レリ彼護國ノ神トシテ一靈□□・怠タラザルシモノノ靈驗ナキヲ憤リ□□・シ己モ自刃シテ三世ニシテ滅亡セリ徵証 受劍石、屋敷跡 伝説 ナシ
將來ノ管理保存ニ関スル意見トシテハ特ニナキモ今通字今泊ニ管理セシムルコト可ナラン

⑤2 一、種類

二、名称

三、所在地

四、地目地積

五、所有者住所氏名

六、形状寸尺

七、現状

史蹟名勝
運天港

今婦仁村字運天

東西十六町四十間 南北十町

ナシ

八、由来徵証伝説

運天港ハ今婦仁ノ東北端字下運天ニアリ前面屋我地島ニ対シ風景佳麗夏時最モ納涼ニ適ス 港内水深ク静穩ニシテ天然ノ良港ナリ海軍省ノ貯水庫ノ設備アリ 近來港内淨田ニ台南製糖会社ガ棧橋ヲ架設セリ茲ヨリ会社迄一里余鐵路ニヨリ貨物運搬ヲナス
慶長十四年島津家久公琉球ガ貢賦ヲ怠シメ又問罪ノ師ヲ派セシトキノ上陸ノ地ナリ□□・運天ハ永萬元年(七百五十二年)源為朝□□・所ナルヲ以テ名高シ沖繩誌ニ云□□・「為朝ノ琉球ニ到ルヤ、洋中風ニ遭ヒ船□□・皆櫻ル為朝運ハ天ニアリ何ゾ□□・港ヲ名ツケテ運天トイウ、今ノ今婦□□・ナリ」

九、管理法

伊江村

⑤3 照太寺(郡志ヨリ)

照太寺ハ字西江前ノ西方一里ニアリ浮龜山ト号ス 弘治元年皇紀二千二百十五年(明ノ嘉靖三十三年ニシテ三百六十二年)此地毎夜奇光ヲ放ツ 王府人ヲ遣シテ視セシメシニ古鏡ヲ獲タリ、依ツテ老僧輩ヲ召シテ之ヲ問フ 諸僧対ヘテ曰ク「是天照大神ノ垂跡ナリト 尚清王即チ祠ヲ建テ鏡ヲ奉安シ老僧ヲシテ監護セシメシト云ウ、後寛永十五年(二百七十八年前)尚豊王之ヲ修復セシメタルコト旧記ニ見ユ、尚貞王三十五

年ノ條ニ照太寺住僧五年輪流(交替)云々ノ記事アリ 祠後一帶丘陵ヲナシ松樹及雜木林立ス□□・権現堂アリテ古鏡ヲ安置セリ。照太寺□□・堂管護ノ為メニ建立セラレタル□□・音菩薩禪宗臨濟妙心寺派ニ属ス□□・派遣ノ一僧此ニ住リ、同寺ノ由来□□・嘉靖年間伊江山毎夜放光射斗牛間居民□□・且怪遂將此事奏之王、由是尚清王差使、往伊江山視之使臣往到伊江山、其夜放光愈々熾、自暮達且不敢滅焉翌日使臣徘徊于草野間、以為尋拾焉、果有拾得一古鏡、遂取袖之、意置千洞中選朝、復余于比尚清王乃召老僧輩問之、諸僧皆答曰、乃是天照大神之所垂跡者也速建靈社、奉安之于其中、可以崇信焉、故王命輔民構社並草庵、令僧一人而監焉、名其寺曰照太山号淨龜萬歷三十九年辛亥、尚寧王流薩州回駕到本國、此時王多建修神社仏閣、而功力不能及之、萬歷四十八年庚申、忽然龍体染病而薨、乃崇禎十一年戊寅尚豊王繼尚寧王之志、令重修寺並社、而令月江□□堂而守焉、月江僧名并在西堂

資料十九 受理文

受理日 大正十一年五月一日

受理番号 学四七五ノ六

大正十一年四月二十九日

内務部長 金澤正雄 殿

首里市長 高嶺朝教 印

客年三月九日附学第四七五ノ一号ヲ以御照會相成候本市内ニ於ケル史蹟名勝天然紀念物調査ニ関スル件了承然ル処本件ハ調査上□□困難ヲ感シ為メニ今迄遅延致候処漸ク別紙ノ通り□□・致候条此段及回答候也

史蹟(古墳ヲ除ク)名勝調査事項

⑤4 圓覺寺

一、寺院

二、圓覺寺

三、首里市當藏町

四、寺域 一千八十餘坪

五、首里市中町尚侯爵家

六、建物ハ全部支那風ニシテ塗ルニ丹堊ヲ以テシ鋪クニ整瓦以テシ結構ヲ麗ナリ、大門ハ西ニ向ヒ三間ノ樓門アリ、其左右ニ木像ノ二王像ヲ安置□□・

七、寺ハ今猶ホ古色蒼然トシテ県下第一ノ巨刹ナル面影ヲ存シ□□・

八、寺ハ禪宗ノ惣本山、旧藩主尚侯爵家歴代ノ香萃□□
真王十六年我が明應元年壬子先□□
地ヲ首里城久慶門ノ北ニ相シテ工□□
開山住僧トナシ寺領一百石ヲ給ス□□
鐘樓、鼓閣及僧房、厨庫、浴室等悉ク備ル□□
佛ヲ安置セシモ後破損シタルヲ以テ元禄九年際外和尚福□□
音菩薩並十六羅漢ノ木像ヲ将来シテ安置ス今日存在ス□□
佛殿七間、壇上、釈迦、文殊、普賢ノ木像ニ驅ラ安□□
芥穂和尚ノ畫像ヲ掛ク、像ハ尚貞王十九年我が貞亨□□
和尚ノ題請ニ由ル、佛殿ノ西ニ大殿アリ龍淵殿ト名ヅク、尚圓王以
下歴代ノ神主ヲ祀ル殿ハ享保六年正月一日火ヲ失シテ炎上シ尚清王
神主、並尚豊、尚賢二王ノ繪像此ノ時焼失、佛殿照堂山門幸ニ免ル
ノ事ヲ得タリ、住持覺王罪ヲ以テ八重山島ニ流罪セラル、龍淵殿ノ
左ニ方丈アリ右ニ客室アリ方丈ノ壇上、虚空藏菩薩ノ木像ヲ安置ス、
明應三年東照堂ヲ建テ元龜二年西照堂ヲ建ツ、照堂内獅子塑像アリ
元禄六年国王尚貞命ジテ脩補ヲ加ヘシメシニ腹中一尚眞王之御宇、
正徳十六年辛巳、彫造之、而安置于祖廟云爾一ノ銘出デタリト曰フ、
照堂モト柿葺ナリシヲ承應元年瓦ニ改ム、佛殿ノ北ニ愼終堂アリ、
是レ先王回忌ニ當リ木主ヲ遷シテ祭祀ヲ脩スル處トス、今首里市役
所ノ地ハ其跡ナリ、壇上モト藥師、勢至、弥勒ノ三像ヲ安置ス、像
後破損シ元禄六年、住持際外福建ヨリ新像ヲ将来シテ是レ二代フ、
十四年乙亥ノ鑄造ニ成ル、□□云康熙三十四乙亥夏、住山蘭田、爲使
僧、赴鹿□□載□船、遣山城、重鑄之也。三年而到来也。時當
丁丑之□□而掛着之。住僧蘭田爲之銘。云々凡ソ本縣諸寺所掛
ノ洪鐘、凡テ大工藤原其□□曰ヒ小工□□鐘銘ニ由リテ見レバ山
城辺ニテ大□□監督ノ□□沸殿ヨリ山門ニ至ル間、方池ヲ
迄□□愛スベシ、手法ハ天女橋、世持橋、□□ノ左ニ香積
厨アリ、厨内韋馱天□□像ヲ安ス□□ニ移リシガ後破壊シ元禄
六年、際外和尚福建ヨリ新像ヲ□□荒神堂ハ尚眞王ノ創建三寶
大荒神ヲ祀ル、一山ノ鎮守タリ□□

九、住職ヲシテ一般ノ管理ヲナサシメ時々修繕ヲ行ヒ旧態□□
十、寺ハ県下第一ノ巨刹ニシテ善男善女ノ參詣者四時□□他府縣ヨ
リ来遊スルモノ必ズ足ヲ茲ニ向ケザルモノナシ

⑤5 辨財天堂

- 一、堂祠
- 二、辨財天堂
- 三、首里市当蔵町
- 四、堂域四十坪堂ノ建坪十二坪

五、首里市中大町尚侯爵家
六、圓覺寺山門外圓鑑池ノ中ニ在ル古雅優麗本縣ニ於テ稀ニ見ル堂祠夕
七、堂ハ今猶ホ古色蒼然人目ヲ惹クモノアレド周圍ハ稍々荒敗セリ
八、堂モト經堂ニシテ尚徳王三年我が寛正四年、王使ヲ朝鮮ニ遣シ、國
好ヲ修シ鸚鵡孔雀等ヲ贈ル、朝鮮世祖李祿亦方冊藏經一部ヲ以テ使
者ニ託シ是レニ報ス、文龜二年、尚眞池ヲ圓覺寺門前ニ掘リ、堂ヲ
池中ニ建テ石橋ヲ架シ中ニ經卷ヲ藏ス、慶長十四年薩軍ノ爲メニ堂
破ラレ、經散ゼシヲ以テ元和七年尚豊王、圓覺寺住持恩叔長老ニ命
ジ堂宇ヲ修セシ、圓覺寺方丈内ノ辨財天像ヲ移シテ堂内ニ安置セシ
ム其後像又□□薩州ヨリ新像ヲ将来ス今祀ル所ノモノ是也
九、圓覺寺住職ヲシテ一般ノ管理ヲ爲サシメ時々修繕ヲ行ヒ旧□□
スルニ努ム

十、堂ハ圓覺寺ト共ニ其名海内□□善男善□□絶ユルコトナシ

⑤6 園比屋武嶽

- 一、坪所
- 二、園比屋武嶽
- 三、首里市真和志町
- 四、地積一町一反五畝二十一歩
- 五、首里市
- 六、首里城ノ正門外路傍ニ當リテ小丘ヲ爲シ其背面ハ龍潭□□臨ム丘上□
於繁衍、丘前石垣ヲ廻ラシ中央ニ一石門アリ板扉ヲ立テ前ニ石ノ香
炉ヲ安シ四民香火ノ靈場拜所トス
- 七、嶽ノ大部分ハ今拓カレテ本市女子尋常高等小学校建ツ周圍稍々荒廢
シ樹木濫伐サレ昔日ノ莊嚴美觀ヲ悞ブニ由ナシ
- 八、傳説ニ、古ヘ国王出遊ノ時、異変アレバ神必ズ現レテ是ヲ警メタリ
ト、此地モト安國山ト號シ、首里王城附屬ノ果樹園ナリシガ如シ、
嶽内一古碑アリ、碑面摩滅文字見エズ舊記録スル處ニ依レバ「尚巴
志王御宇、宣徳二年丁未八月既望、安國山樹華木記」ノ字アリシト
ゾ、宣徳二年我が應永三十四年ニ當リ恰モ尚巴志三山統一ニ先ダツ
コト二年、中山門創立ノ前年、明史ニ「中山益強、以其國富一歲常
再貢三貢」ト曰ヘルヨリ後十三年ニ相當ス、中山ノ威勢漸ク盛ニシ
テ土木頻リニ興リシヲ見ルベシ、今門楣掲グル處ノ扁額題シテ曰フ
首里ノ王ノおきやかもいかなし 御代にたて申候
正徳十四年己卯十一月二十八日
- 九、本市直接ニ管理シ時々巡視ヲナシ濫伐ヲ防ギ居レリ他日植□□
進ヲ講ズル計画ナリ
- 十、善男善女ノ參詣者四時常ニ絶ユルコトナシ

⑤7 リュウケン
龍潭

一、池沼

二、龍潭

三、首里市真和志町

四、周圀一町余

五、首里市

六、瓢箪形ノ池ニシテ周圀ノ樹林ト相映シテ風光絶佳□□

七、現今荒廢汚濁昔日ノ美觀ナシ

八、池ハ開鑿ノ年代傳ハラズ尚寧王十六年即チ我慶長九年□□

餘年ヲ經テ尚貞王十年即チ我が延寶六年、再ヒ浚渫シ各事同所ノ碑

文ニ見エ、按フニ尚貞王代城内龍樋ノ水ヲ落シテ圓覺寺前ニ蓮池ヲ

開鑿シタル事アレバ潭亦此時ニ出来シモノカ、假リニ慶長第一回ノ

浚渫ヨリ延寶第二回ノ浚渫ニ至ル七十年餘年間ヲ以テ一期間トスレ

バ尚貞王ヨリ第一回浚渫期ニ至ル迄約九十年ニシテ土沙沈殿ノ期間

略相當ルヲ見ル

九、時々浚渫シ雜草ヲ除去シ保存ノ道ヲ講ジ居レリ

十、安國山下ニ在ル池沼ニシテ鮒鯉ノ類多ク棲ムヲ以テ魚小堀トモ称ス

古ヘ重陽ノ節、爬龍舟ヲ浮ベテ冊封使ヲ饗スルヲ例トセリ

⑤8 トラセ
虎瀬丘

一、保安林

二、虎瀬丘

三、首里市赤平

四、地積一町三反九畝三十五歩

五、首里市

六、平坦連互ノ松林屏風ヲ立テタルガ如シ

七、現今稍々荒廢シ樹林稀疎ナリ

八、修辭ニ石虎山又虎峯ト称ス、峯下モト石虎山□□院在リ□□

九、時々巡視シテ濫伐ヲ防ギ下草ヲ薊リ保存ノ道ヲ講□□

十、古來眺望ヲ以テ鳴リ歌ノ名所タリ

⑤9 クラソシ
觀音堂

一、堂祠

二、觀音堂

三、首里市山川町

四、堂域百八十四坪堂ノ建築三十坪

五、慈眼院

六、萬歲嶺ノ中腹景勝ノ地ニ在ル寺院ノ堂祠ナリ

七、旧堂八十餘年前破壊シタリシヲ大正十年十一月十七日再建□□

麗、輪奐美ナリ

八、旧記ヲ按ズルニ堂ハ慈眼院ト共ニ元和三年ノ創建ニシテ古來海外渡

航者ノ崇信殊ニ厚シ夫ノ人口ニ膾炙セル「旅ノ出立、觀音堂千手觀

音伏シ拜テ」云々ノ歌亦是也

九、慈眼院住職其ノ管理ニ任ジ相當ノ維持金ヲ計上シ保存ノ道ヲ講ジ居

レリ

十、堂ハ縣下唯一ノ堂祠ニシテ且ツ景勝ノ地ニ在ルヲ以テ善男善女ノ參

⑥0 フシヤク
萬歲嶺

一、保安林

二、萬歲嶺

三、首里市山川町

四、地積三反七畝五十一歩

五、首里市

六、稍々富士形ヲナセル森林ナリ

七、現今荒廢シ樹林稀疎昔日ノ美觀ナシ

八、萬歲嶺ノ名尚眞王代ノ撰ニ係ル大明弘治十年□□

氣、凝結成山、産萬物、塞六幽矣、天山之得名、由□□

為名蓋取嗇呼之義、以作中山□□

ドモ古ヘ多ク水田ナリシトゾ□□

萬歲嶺碑云、玉闕金刹、□□

接下□□民居漁市也。民居□□

九、本市直接ニ管理シ時々巡視ヲナサシメ濫伐ノ弊ナキ□□

水源ノ滋養、風致ノ増進ヲ図ル計画ナリ

十、高燥景勝ノ地ヲ占メ觀望開豁、風光絶佳ナルヲ以テ□□

多シ

⑥1 シヤク
社壇

一、神社

二、社壇

三、首里市字末吉

四、境域 百六十一坪

五、首里市

六、普通ノ神社風ニ造リタル古雅優麗ノ建物ニシテ社殿間數ニアリ一ハ

幅三間横二間アリ他ハ幅四間半横三間半アリ

七、目下社殿荒廢腐敗朽亦昔日ノ美觀ナシ

八、按フニ正五九月國王巡遊ノ場所ニシテ此先例ハ尚賢ニ始マリシトゾ
 舊記ニ云、順治元年甲申正月、尚賢王始幸於末吉社、識名社、次年
 乙酉九月始幸於觀音堂、二十年辛酉正月二十日、尚貞王始幸於辨財
 天堂以為告祈云爾、社ハ尚泰久代、天界寺鶴翁和尚ノ勸進ト云ウ熊
 野神ヲ祀ル

九、時々巡視ヲナシ修繕ヲ行ヒ保存ノ道ヲ講ジツツアリ

十、社ハ眺望開豁、南ハ首里城ニ對シ、西ハ遙ニ慶良間□□
 那霸港並那霸市街ヲ望シ雅人墨客ノ杖ヲ成□□□□

辨嶽②

- 一、保安林
- 二、辨嶽
- 三、首里市鳥堀町
- 四、地積四町七反七畝二十二□
- 五、首里市
- 六、摺鉢形ノ山林
- 七、目下荒廢シ樹林稀疎昔日ノ壯□□□□
- 八、嶽頂一祠在リ、久高島ノ遙拝所トス、尚清王代□□□□修□□□□
 願ノ所ト為ス
- 九、目下荒廢セルモ他日植樹ヲナシ風致並水源滋養ノ増進□□□□
 高燥開豁、風光明媚ヲ以テ世ニ聞ユ